

熊本県公共施設等総合管理計画

～経営戦略的視点に立った県有財産の総合的な管理に関する基本方針～

平成 25 年（2013 年） 3 月
（平成 29 年（2017 年） 3 月改訂）
（平成 31 年（2019 年） 3 月改訂）
（令和 4 年（2022 年） 3 月改訂）
（令和 8 年（2026 年） 3 月改訂）

熊 本 県

目 次

はじめに	1
第1章 県有財産の現状と課題	3
1 県有財産の現状	3
(1) 財産台帳登録の行政財産及び普通財産	3
(2) 財産台帳に登録されていない財産	7
2 これまでに行った取組の実績	8
(1) 未利用県有財産の売却等	8
(2) 行政財産の貸付け	8
(3) 施設の維持管理業務の効率化等	8
(4) ネーミングライツの導入	8
(5) 県有施設の集約化	9
(6) 官民連携による県有財産利活用事業	9
(7) 個別施設計画の策定	9
(8) その他	9
3 県有財産の課題	10
(1) 震災等災害時への対応	10
(2) 県有施設の全体的な老朽化	12
(3) 全庁的なマネジメントの不足	16
(4) 厳しい財政状況への対応	16
(5) ゼロカーボンに向けた対応	18
(6) 人口急減及び超高齢化への対応	18
4 県有施設に要する費用	20
5 ファシリティマネジメント等に関する国の動き	21
第2章 ファシリティマネジメントの推進	23
1 ファシリティマネジメントの取組の必要性	23
2 本計画の対象財産	23
第3章 取組の方向性	29
1 計画期間	29
2 取組の方向性	29
(1) 県有財産の総量最適化	29

(2)	県有財産の効率的活用	29
(3)	県有施設の長寿命化	30
第4章	具体的な取組	32
1	県有財産の総量最適化	32
(1)	県有財産の集約化・転用等	32
(2)	財産の利活用と重点整備の実施、共同利用等	32
(3)	利用財産の売却等の推進	32
(4)	施設評価の実施（統合・廃止の推進）	33
2	県有財産の効率的活用	34
(1)	維持管理業務の最適化	34
(2)	日常の保全業務等の効率的な維持管理	34
(3)	施設等の有効活用の推進	34
3	県有施設の長寿命化	35
(1)	施設の点検、診断等の実施	35
(2)	老朽化に対応した維持・補修・更新	35
(3)	施設の耐震化や安全確保の取組	35
(4)	防災拠点施設や避難場所としての機能の確保	35
(5)	施設の長寿命化への取組	35
(6)	環境配慮や社会環境の変化に応じた性能向上への取組	36
4	その他の取組	37
(1)	職員の意識改革	37
(2)	国、市町村等との連携	37
(3)	PPP/PFI の取組の検討	37
(4)	ファシリティマネジメントの取組状況等の公表	37
(5)	ファシリティマネジメントを推進するための体制整備	38
(6)	固定資産台帳の整備・活用	38
(7)	PDCA サイクルの推進方針	38
第5章	施設類型ごとの具体的な実施方策	40
1	庁舎等建築物	40
2	都市公園	42
3	空港	43
4	県営住宅	44

5	道路	45
6	河川	46
7	砂防	48
8	流域下水道	49
9	港湾	50
10	海岸	52
11	林道	54
12	治山	55
13	漁港	56
14	土地改良施設	58
15	交通安全施設	59
16	企業会計（企業局）	61
17	企業会計（病院局）	63
18	公立大学	64
第6章	資料編	65

はじめに

本県が保有している施設は、昭和 40 年代に建設・整備されたものが多いことから、老朽化が進行し、建替ニーズの増大や維持費の増嵩等への対応が急務となっています。

また、本県の財政状況は、これまでの財政再建戦略の取組により、未利用財産の積極的売却、投資的経費及び職員数の削減等による抑制を行い、財源不足の解消に向けた所期の目標は達成したものの、今後における総務省の地方交付税分配の動向については、予測できない状況にあります。さらに、人口減少、超高齢化等、社会環境の変化により、本県が保有している施設もこれら社会環境への対応が求められています。

このような状況を受け、本県では、平成 25 年（2013 年）3 月に、県有財産の取得、管理、売却等について、新たにファシリティマネジメント¹の考え方を取り入れ、全庁的、統一的な視点から県民の財産である県有財産の効果的な利活用をより一層進めるため、「経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針～ファシリティマネジメントの推進に向けて～」を策定しました。

その後、国においては、平成 25 年（2013 年）11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議で「インフラ長寿命化基本計画」を決定しました。さらに、平成 26 年（2014 年）年 4 月には、総務大臣から地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定要請を行っています。

本県では、この総務大臣の要請を踏まえ、平成 29 年（2017 年）3 月に、この基本方針を「県が保有する公共施設等を管理し、長寿命化を図るとともに、本県の行動計画を位置付けるもの」として、「熊本県公共施設等総合管理計画」として改訂しました。

また、総務省では、平成 30 年（2018 年）2 月に地方公共団体において策定した公共施設等総合管理計画について、不断の見直しを行い充実させるため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行い、その後も、地方公共団体における老朽化した公共施設等の適正管理をより一層促すために、数回の改訂を行っています。

一方で、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、国土強靱化の県債償還が本格化する中、公共施設等の老朽化対策など必要不可欠な歳出に加え、半導体関連の集積に伴うインフラ整備など本県特有の歳出も増加するなど、本県の財政運営は厳しい状況にあります。

そのため、総務省の指針を踏まえながら、厳しい財政状況に応じたファシリティマネジメントをより一層推進し、適切な維持管理と費用の縮減を図るため、今般、本計画の充実を図ることとしました。

今後、本計画に基づき、県有財産を総合的に企画、管理、活用し、最適な財産経営による財政負担の軽減と効率的活用、長寿命化を推進して参ります。

¹ ファシリティマネジメント：企業・団体等が保有又は使用する全施設資産およびそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経済活動（公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）定義）

《これまでの県の取組》

経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針
 ～ファシリティマネジメントの推進に向けて～（平成25年（2013年）3月策定）

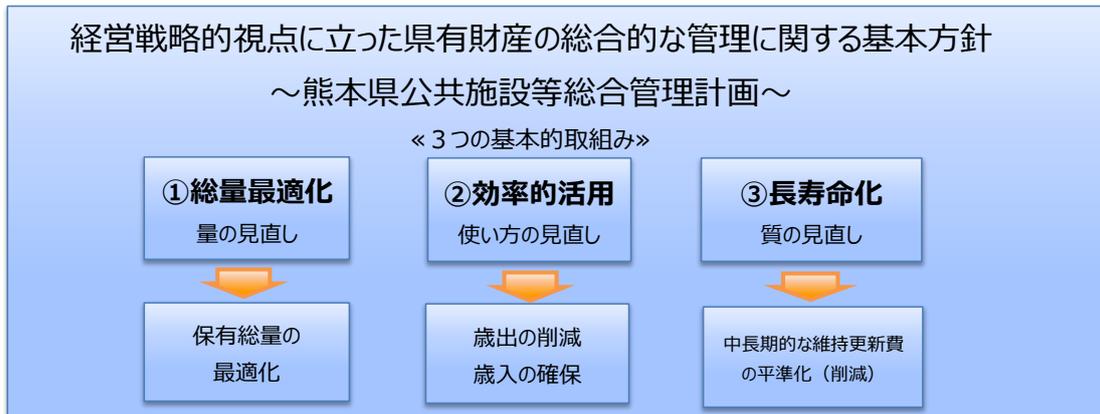
《本県の状況》
 【平成28年熊本地震の発生】
 平成28年熊本地震の発生により、県内の公共施設にも
 甚大な被害が発生

熊本復旧・復興4カ年戦略
 平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン

《国の取組み》
 ・平成25年（2013年）11月：インフラ長寿命化基本計画を決定
 ・平成26年（2014年）4月：総務大臣から公共施設等総合
 管理計画の策定要請

インフラ長寿命化基本計画
 （各省庁が策定）

《位置付け及び県の対応》
 平成29年3月（2017年） インフラ長寿命化計画（行動計画）の位置付けを兼ねた
「公共施設等総合管理計画」とし、基本方針を
 見直し、内容を充実



《本県の状況》
 【令和2年7月豪雨災害の発生】
 広範囲に降った大量の雨が河川に流れ込み、
 大氾濫を引き起こし、各地で甚大な被害が発生

新しいくまもと創造に向けた基本方針
 令和2年豪雨からの復旧・復興プラン

《国の要請》
 ・平成29年3月：インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁
 （2017年） 連絡会議にて個別施設計画の策定要請
 ・平成30年2月：総務省は「公共施設等総合管理計画の策定
 （2018年） にあたっての指針」の改訂を行い、地方公共
 団体に対し、令和3年度までに公共施設等総
 合管理計画の改訂を要請（他指針内容の改訂あり）

《本県の対応》
 ・平成31年3月：「公共施設等総合管理計画」UD化事業の
 （2019年） 追加のため一部改正
 ・令和3年3月：「個別施設計画」の策定
 （2021年）
 ・令和4年3月：「公共施設等総合管理計画」長寿命化効果
 （2022年） 額の算出結果等を追加のため一部改正

第 1 章 県有財産の現状と課題

1 県有財産の現状

(1) 財産台帳登録の行政財産及び普通財産

本県が保有する行政財産及び普通財産については、次の表のとおりとなっています。

(資料 1 - 1) 県有財産保有数量一覧 (表)

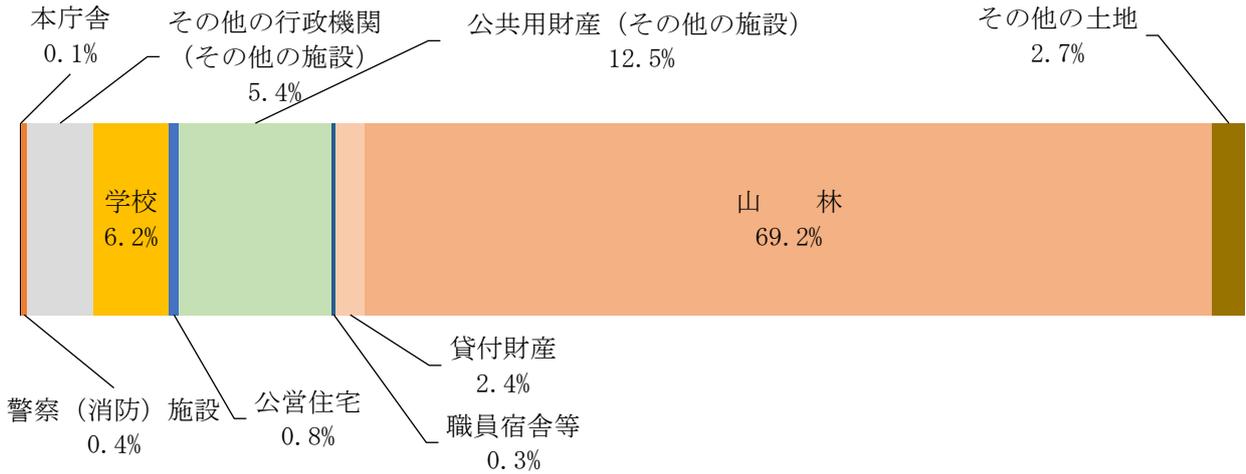
(令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日時点)

分類	区分		土 地		建 物	
			筆 数	面積 (㎡)	棟 数	延面積 (㎡)
行政財産	本庁舎		73	106,644.24	24	138,048.76
	その他の行政機関	警察 (消防) 施設	296	409,519.20	474	123,614.73
		その他の施設	606	5,068,475.18	877	230,369.88
	公共用財産	学校	929	5,796,467.98	2,158	960,467.74
		公営住宅	254	723,234.38	426	533,337.81
		その他の施設	1,224	11,696,225.72	358	220,362.40
	小 計		3,382	23,800,566.70	4,317	2,206,201.32
普通財産	職員宿舎等		276	278,182.25	549	127,909.87
	貸付財産		397	2,222,034.66	17	17,296.17
	山 林		1,324	64,693,804.77	0	0.00
	その他の土地・建物		1,404	2,482,569.79	58	24,434.40
	小 計		3,401	69,676,591.47	624	169,640.44
合 計			6,783	93,477,158.17	4,941	2,375,841.76

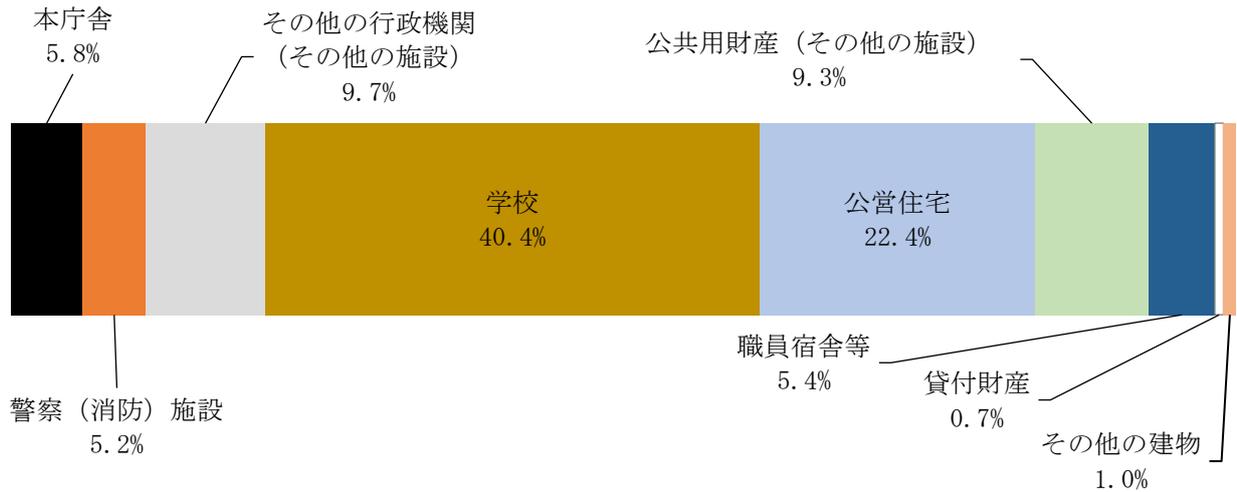
(資料1-2) 県有財産保有数量一覧 (グラフ)

(令和6年(2024年)3月31日時点)

土地面積比率



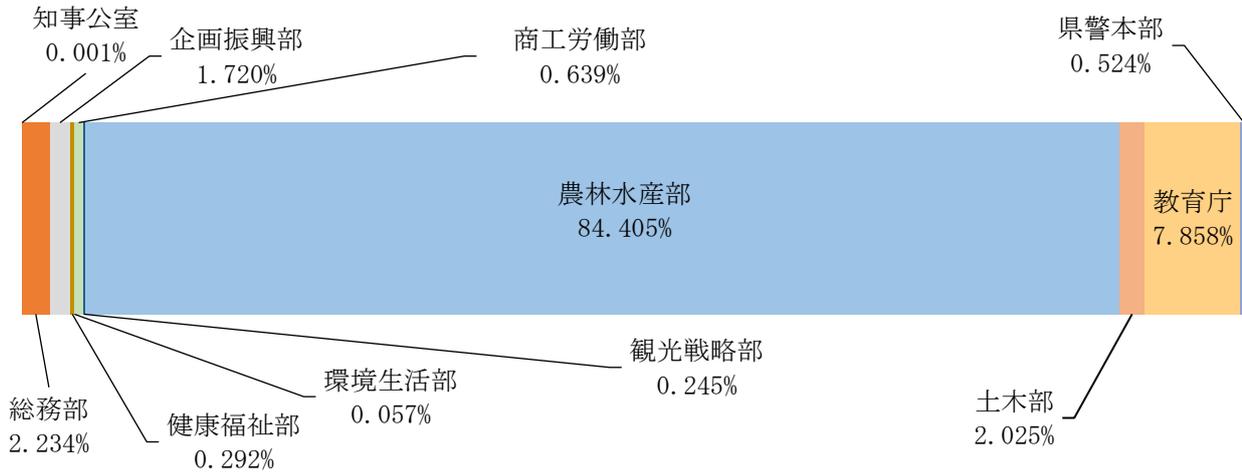
建物 (建築物) の延べ面積比率



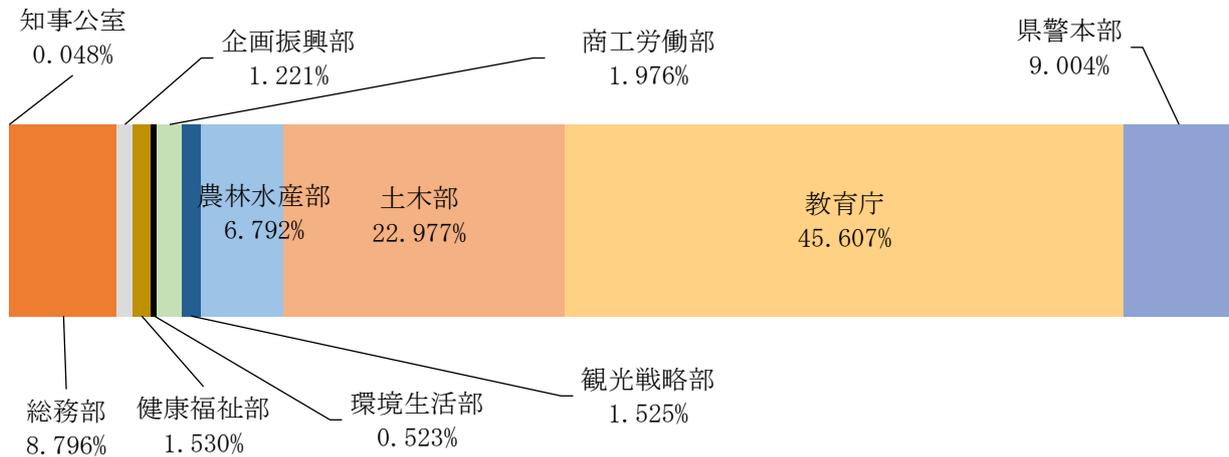
(資料1-3) 部局ごとの保有財産状況 (面積比率)

(令和6年(2024年)3月31日時点)

土地の面積比率



建物(建築物)の延べ面積比率



このうち、施設類型別の保有状況は次表のとおりになります。

(資料1－4) 財産台帳登録財産の施設類型別保有状況

施設類型	状況	備考
庁舎等建築物	本庁舎 24 棟 警察(消防)施設 474 棟 その他の行政機関 870 棟 学校 2,158 棟 その他の公共用財産 358 棟 職員宿舎等 549 棟 貸付財産 17 棟 その他の普通財産 58 棟 計 4,508 棟	R6.3.31 現在
空 港*1	空港施設 1 箇所 (ターミナルビル及びその他の建物 (建築物) 計 7 棟)	R6.3.31 現在
県営住宅	43 団地、426 棟	R6.3.31 現在

*1：空港は財産台帳登録の行政財産と*2(資料2)の財産台帳に登録されていない財産に分かれる

(2) 財産台帳に登録されていない財産

財産台帳に登録されていない施設類型別保有財産は次表のとおりになります。

(資料2) 財産台帳に登録されていない財産の施設類型別保有状況

施設類型	状況	備考	
道 路	路線数	実延長 (km) 橋梁数 トンネル数	
	県道 (主要地方道、一般県道)	2,632.724km 2,385 58	R6.3.31
	国道 (県管理分)	890.628km 1,028 106	現在
	計	3,523.352km 3,413 164	
河 川	県管理河川 水系 81 河川数 145 河川延長 2,033.4km 県管理ダム 6 ダム	R6.3.31 現在	
砂 防	砂防設備 1,778 基 急傾斜地崩壊防止施設 935 箇所 地すべり防止施設 88 箇所	R6.3.31 現在	
企業会計 (下水道)	浄化センター処理施設 3 箇所 (熊本北部・球磨川上流・八代北部) 熊本北部流域 幹線管渠総延長 24.4km 汚水中継ポンプ場 2 箇所 球磨川上流流域 幹線管渠総延長 34.4km 汚水中継ポンプ場 3 箇所 八代北部流域 幹線管渠総延長 15.0km 汚水中継ポンプ場 2 箇所	R6.3.31 現在	
港 湾	重要港湾 3 港 地方港湾 15 港 技術基準対象施設 1,324 施設 水域施設 137 施設 係留施設 308 施設 外郭施設 300 施設 等	R6.8.31 現在	
都市公園	県管理都市公園 6 公園 面積 計 183.9ha 都市公園関係建築物 76 棟	R6.3.31 現在	
空 港*2	空港土木施設 (着陸帯 L=1,120m、W=120m) 滑走路 (L=1,000m、W=30m) 誘導路 (L=73m、W=18m) エプロン (L=40m、W=90m) 等	R6.3.31 現在	
海 岸	県管理海岸保全施設 農地海岸 80.002km 漁港海岸 26.264km 建設海岸 119.567km 港湾海岸 75.514 km	R6.3.31 現在	
林 道	(県有林管理) 6 路線 延長 21.582km	R6.3.31 現在	
治 山	治山施設 13,519 基 (箇所)	R6.3.31 現在	
漁 港	県管理漁港 16 港 係留施設 24,875.19m 外郭施設 63,867m 等	R6.3.31 現在	
土地改良施設	農業水利施設 10 箇所 (頭首工 1 箇所 農業用ダム・ため池 9 箇所)	R6.3.31 現在	
交通安全施設	信号制御機 2,832 基 信号灯器 29,167 灯 信号柱 9,113 本 (鋼管製 8,021 本・コンクリート製 1,092 本)	R6.3.31 現在	
企業会計 (企業局)	発電施設 7 発電所 (水力 7)、2 ダム、1 管理所 工業用水施設 (事業箇所) 3 箇所、1 ダム 配水管等延長 約 34.0km 駐車場 (3 箇所、敷地面積 計 2,441.08 m ²)	R6.3.31 現在	
企業会計 (病院局)	病院施設 1 箇所 (4 棟)	R6.3.31 現在	
公立大学	県立大学 1 箇所 (19 棟)	R6.3.31 現在	

2 これまでに行った取組の実績

(1) 未利用県有財産の売却等

これまで、数次にわたる行財政改革に沿って、未利用県有財産を売却してきたことに加え、平成 21 年（2009 年）2 月策定の「財政再建戦略」により、平成 21 年度（2009 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの 3 年間で 64 物件（75 億 8 千万円余）を売却しました。

それ以降も積極的に売却を進め、平成 24 年度（2013 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 13 年間でも 120 物件（82 億 9 千万余）を売却しました。

また、県立高等学校については、「県立高等学校再編整備等基本計画」に基づき、統廃合に取り組んだ結果、9 校について閉校することになり、一部については地元市町村への譲与や民間業者への売却処分等を行いました。

(2) 行政財産の貸付け

県有施設に設置する自動販売機及び売店については、設置者選定過程の透明性を高め、自主財源の増収を図るため、平成 22 年度（2010 年度）以降、順次、原則公募により設置者を選定しました。

また、エレベーターホール壁面への有料広告掲示や電子公告媒体（デジタルサイネージ）の導入、無償貸付けの見直し（有償化）、県庁プロムナードにおけるイベント実施の許可の導入等を行いました。

(3) 施設の維持管理業務の効率化等

県有施設の電力調達方法を見直し、一括調達の対象範囲を一部拡大するとともに、地域振興局でのエレベーター保守点検業務等の一括発注や複数年化契約を実施しました。

また、庁舎清掃や電気設備等 24 種目の業務委託について積算資料や仕様書を示し、業務委託の標準化・事務の効率化に努めました。

(4) ネーミングライツの導入

新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設のネーミングライツ・パートナー（命名権者）を募集し、平成 24 年度（2012 年度）から熊本県民総合運動公園陸上競技場（期間：4 年間、年間 2,500 万円）、平成 30 年（2018 年）から藤崎台県営野球場（期間：3 年間、年間 1,000 万円）にネーミングライツを導入しました。

（５）県有施設の集約化

FM 推進基本方針に基づき、老朽化している県有施設の集約化（移転等含む）を行っています。平成 30 年度（2018 年度）から現在までに 5 つの総合庁舎（上益城、阿蘇、球磨、鹿本、天草）において実施しました。

また、平成 28 年熊本地震で被害の大きかった県央広域本部庁舎と防災センターの集約化と防災拠点の機能向上のため、県庁舎敷地内に合築庁舎として整備し、令和 4 年度（2022 年度）末に竣工、令和 5 年度（2023 年度）に供用開始しました。

（６）官民連携による県有財産利活用事業

行政の効率化や財政負担の一層の抑制を図ることを目的に、県有財産の整備運営における民間の経営手法（PPP/PFI²等）の導入について検討することとしています。

なお、天草地域の職員住宅について、官民連携による整備を行うことで一定の財政負担の削減効果等が見込まれることから、PFI 方式による整備に着手しました。

（７）個別施設計画の策定

県有施設について、個別施設計画を策定しました。今後は、各々の状況により随時改訂を行い、計画的かつ経費削減を考慮しながら施設の維持管理、更新に努めます。

（８）その他

住民サービスの向上や維持管理経費の削減等を図るため、民間の能力を活用し施設を管理する指定管理者制度を 38 施設において導入しています。

また、歳入予算の確保及び職員の福利厚生の実施のため、県庁内にコンビニエンスストアを設置しました。

固定資産台帳の整備については、平成 30 年度（2018 年度）決算から作成し、令和 2 年（2020 年）3 月末に公表しました。今後は、県有資産のマネジメント管理に活用していきます

² PPP : Public Private Partnership の略。効率化や公共サービスの向上のため、民間資本や民間のノウハウを利用し、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。

PFI : Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

3 県有財産の課題

(1) 震災等災害時への対応

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災では、地震と津波による甚大な被害が発生しました。また本県においても、平成 24 年（2012 年）7 月に熊本広域大水害が発生、その 4 年後には「平成 28 年熊本地震」³が、また令和 2 年（2020 年）7 月には県南地域を中心にこれまでにない豪雨が襲いました。⁴さらにその 3 年後の令和 7 年（2025 年）8 月には県内広範囲で記録的な大雨となりました。⁵これらの災害により、県有施設を含め県内の施設や、道路、橋梁、鉄道等の交通インフラに甚大な被害が発生しました。

県有施設の中には、災害時には防災拠点施設や避難場所として位置付けられているものもあり、災害時にその役割を果たせるよう、庁舎・設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図ることが必要となります。

また、災害からの復旧・復興、新興感染症への対応等、新たな行政ニーズに対応する業務の増加に、迅速かつ柔軟に対応できるよう業務スペースの割り振りも日頃から検討しておく必要があります。

³ 平成 28 年熊本地震の被災状況〔平成 28 年（2016 年）9 月 14 日時点〕〔平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン(平成 28 年 12 月改訂)から関係部分を抜粋〕。4 月 14 日 21 時 26 分に熊本県熊本地方の深さ 11 km でマグニチュード 6.5 の地震（前震）が発生しました。さらに、28 時間後の 4 月 16 日 1 時 25 分、同地方の深さ 12 km でマグニチュード 7.3 の地震（本震）が発生し、これらの地震ではいずれも最大震度 7 を観測しました。なお、同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは観測史上初めてのことです。4 月 14 日以降、県内では震度 6 弱以上の地震が 7 回発生し、震度 1 以上の余震が 9 月 14 日時点で 2,095 回観測されています。また、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害をもたらしました。人的被害は 2,501 人、住家被害は 169,253 棟、被害総額約 3.8 兆円で、水道・電気・ガス等のライフラインが広範囲で寸断し、自治体が開設した避難所には最大で 183,882 人（県人口の約 1 割）が避難しました。さらに、避難所以外の施設や、グランメッセ熊本などの駐車場・公園・グラウンド等で車中に避難した人が多数発生しました。

⁴ 令和 2 年 7 月豪雨災害の被災状況〔令和 3 年（2021 年）3 月 30 日時点〕〔令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン(令和 3 年 3 月策定)から関係部分を抜粋〕線状降水帯の長期停滞により、7 月 3 日から 4 日の 2 日間で約 1 月分（7 月平均）の降水量が確認され、昭和 40 年洪水や昭和 57 年洪水を上回る観測開始以来最大の雨量・水位を記録しました。広範囲に降った大量の雨が球磨川や佐敷川などに流れ込み、大氾濫を引き起こすとともに、大雨により各地で土砂崩れも発生しました。人的被害は 67 人、住家被害は 5,309 棟、被害総額 5,222 億円（令和 3 年（2021 年）3 月 30 日時点）で、昭和以降に発生した災害のうち、熊本地震に次ぐ被害額となりました。

⁵ 令和 7 年 8 月豪雨災害の被災状況〔令和 7 年（2025 年）11 月 18 日時点〕〔令和 7 年 8 月豪雨からの復旧・復興プランの概要から関係部分を抜粋〕。九州北部地方で令和 7 年（2025 年）8 月 10 日夜遅くから 11 日にかけて線状降水帯が繰り返し発生し、県内では 24 時間降水量が多いところで 400 ミリを超える記録的な大雨となりました。県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生し、人的被害は 30 人、住家被害は 8,393 棟、被害総額約 1,872 億円で令和 2 年 7 月豪雨に次ぐ被害額となりました。

さらに、未利用地についても、仮設住宅等の設置や災害廃棄物の仮置場等を想定した利活用も視野に入れておく必要があります。

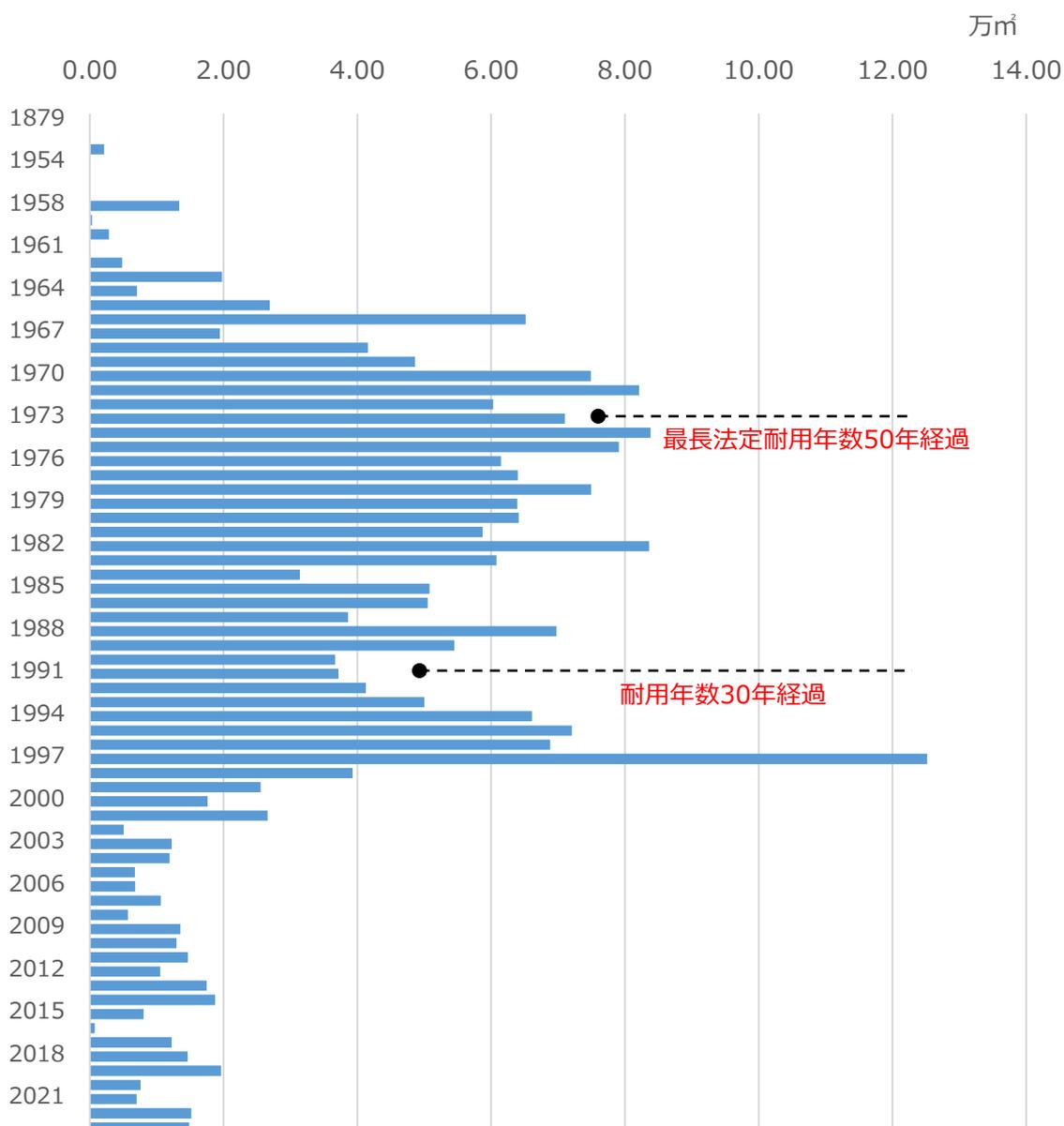
以上のように、県有施設には、今後の災害への対応として、予め災害時における県有財産の活用策について検討し、備えておくことが求められています。

(2) 県有施設の全体的な老朽化

財産台帳に登録された建物（建築物）は、令和6年度（2024年度）末で4,941棟、延べ面積で約238万平方メートルとなっています。

令和12年度（2035年度）末には、コンクリート造の法定耐用年数である50年を経過する施設が延べ面積で全体の44%に達し、改修工事や建替需要が集中することが予想され、多額の費用が必要になります。

(資料3) 建物（建築物）の分類別、築年度別延べ面積の推移



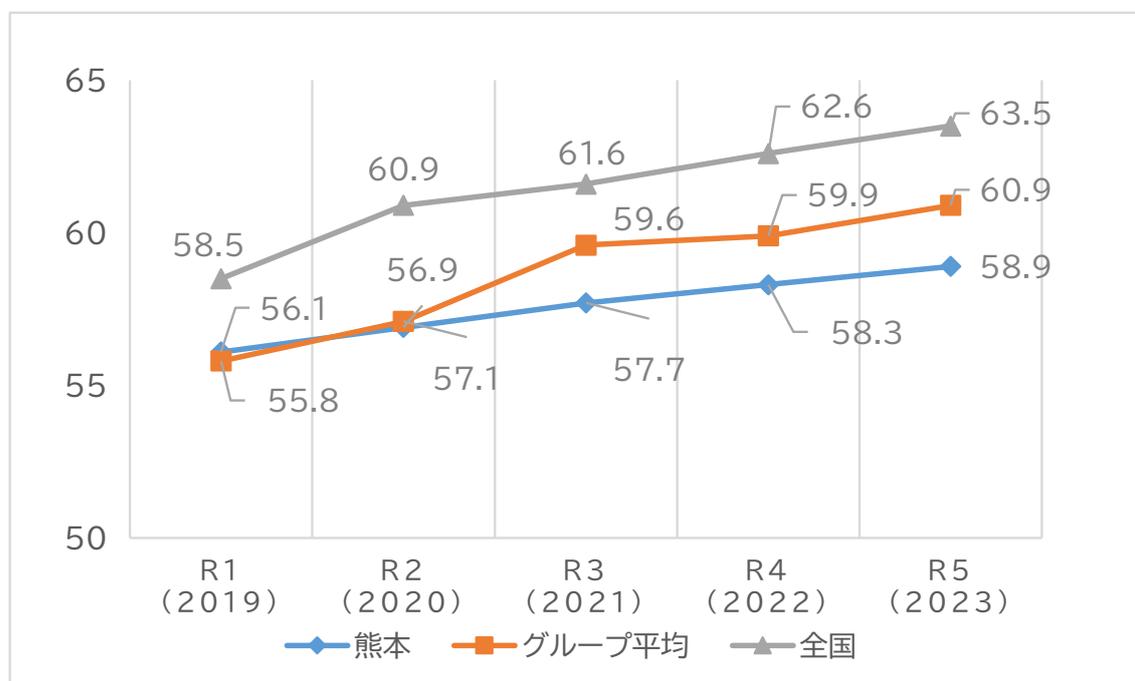
(公有財産台帳データ：令和6年（2024年）3月31日現在)

《参考：有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）》

総務省公表の「財政状況資料集」によると、建物や構築物等がどれだけ老朽化しているかを示す有形固定資産減価償却率⁶は、本県の場合、令和5年度（2023年度）は58.9%となっており、全国平均63.5%を4.6%下回っています。また、熊本県と類似した都道府県のグループ内の平均は60.9%であり、熊本県が2.0%下回っています。これは、道路改良等によるインフラ資産の改修が進んだことが要因です。

今後も、これらのデータを活用し、保全計画の策定や予算の平準化に努めていきます。

（資料4）有形固定資産減価償却率の推移



※熊本のデータについては、平成28年熊本地震の影響により平成30年度（2018年度）から公表

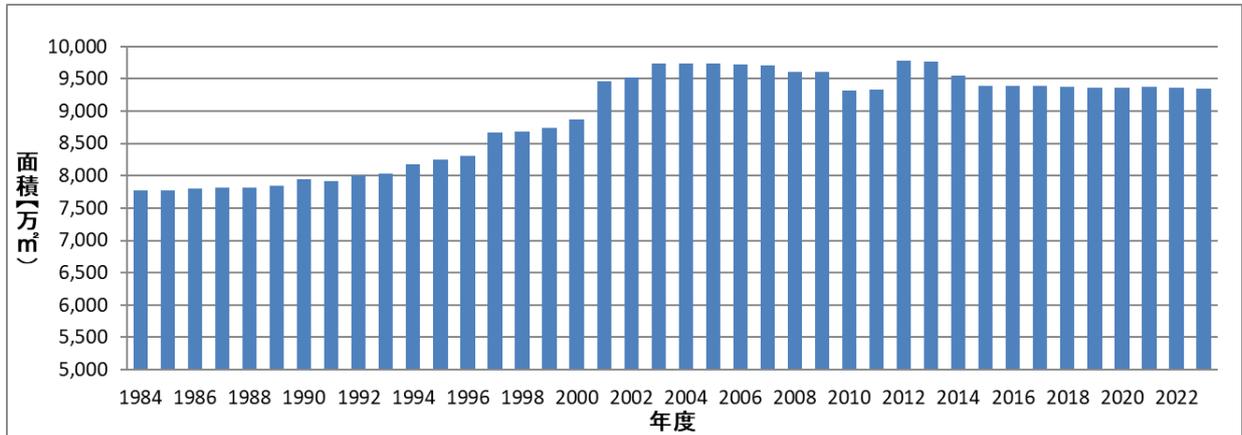
⁶ 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の老朽化の度合いを測るもので、この指標は、耐用年数から見た資産価値の下落を算定することで、将来的な更新等の規模の目安となるものであり、施設の機能性や安全性の低下を表すものではありません。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

資料5のとおり、土地の保有状況については、ほぼ横ばいの状況です。1980年代に比べ若干増加しているのは、土地の大半を占める山林の国土調査に基づく数値上の増加によるものであり、取得等によるものではありません。

近年は、利活用の見込みのない県有地については、積極的に売却等を行っています。

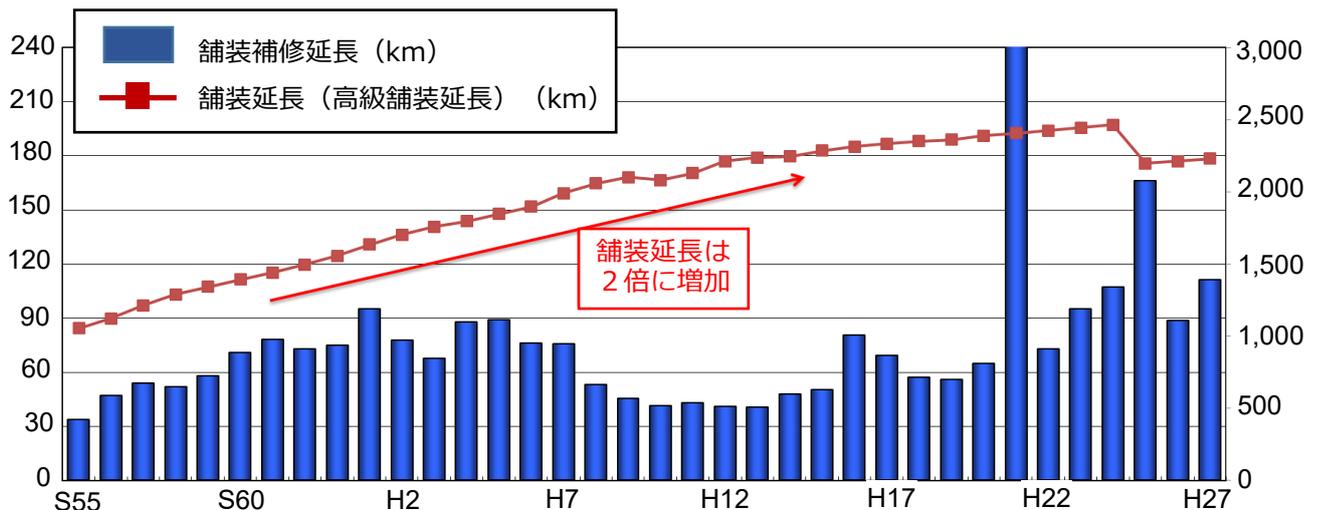
(資料5) 土地保有状況の推移



(公有財産台帳データ：令和6年(2024年)3月31日現在)

また、財産台帳に登録されていない施設類型別保有財産(資料2参照)については、高度成長期から順次整備されてきています。道路施設を見てみると、舗装延長(高級舗装)が2倍程度まで増加しています。インフラ系施設の耐用年数や主要設備の更新周期などの目安は異なるものの、今後、増加した施設の老朽化が一斉に進むため、集中的に多額の修繕・更新・架替費用が必要となることが懸念されます。

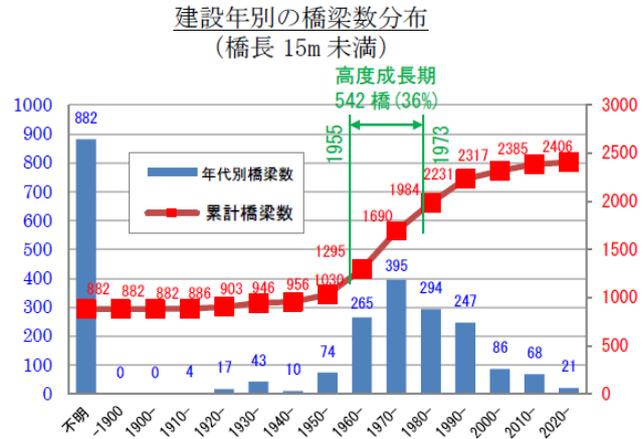
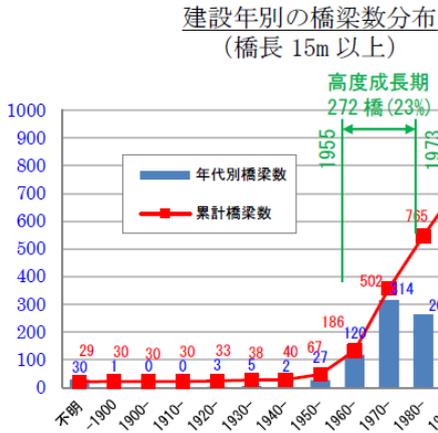
(資料6) 道路：県が管理する舗装延長(高級舗装)の推移と補修実績



(平成28年(2016年)4月1日現在)

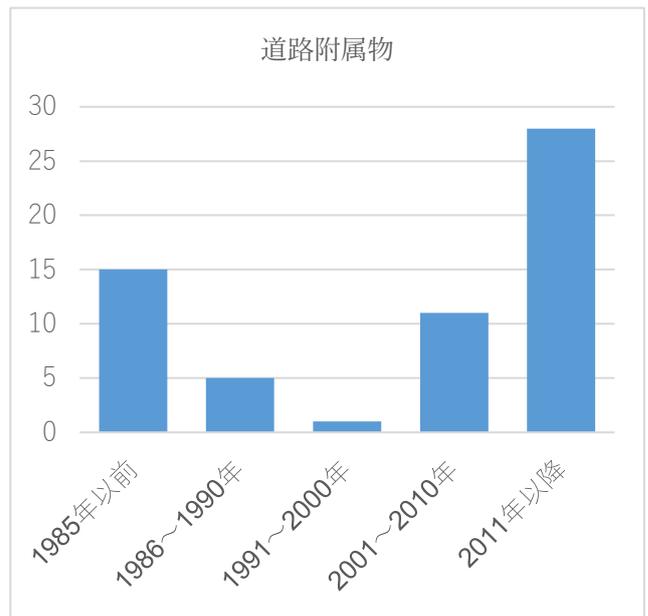
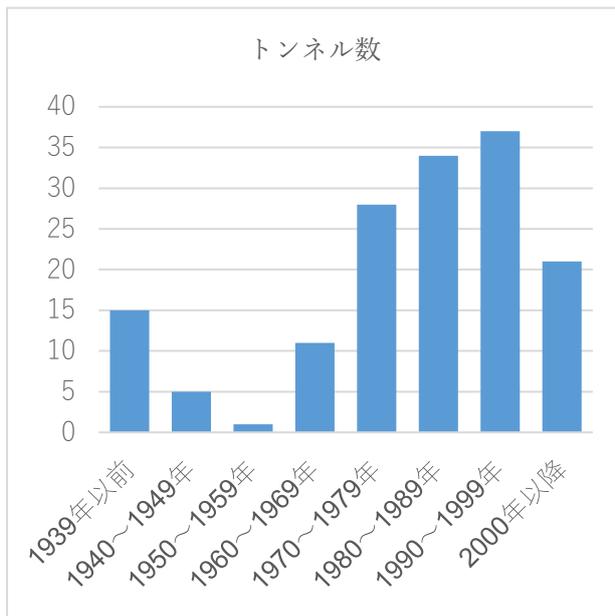
(資料7) 道路：建設年別の橋梁数分布

年代別橋梁数



(熊本県橋梁個別施設計画：令和7年(2025年)3月31日現在)

(資料8) 道路：建設年次別トンネル数及び設置年次別道路附属物数



(熊本県トンネル等個別施設計画：令和6年(2024年)3月)

(3) 全庁的なマネジメントの不足

県有財産については、統一的な管理運営方法や基準が十分でないうえ、改修等も、所属長等の各財産管理者がそれぞれその時々が必要に応じて対応しているため、効率的な管理運営がなされていない面に課題があると考えられます。

このようなことから、県有財産を適正に管理し、運営するためには、維持管理業務の効率化や計画的な保全等、総合的な視点に立ったマネジメントを実施することが必要になっています。

また、利活用についても、県有財産の情報を集約し、効率的・統一的な取扱いによる利用調整を図り、場合によっては、処分することも必要です。

(4) 厳しい財政状況への対応

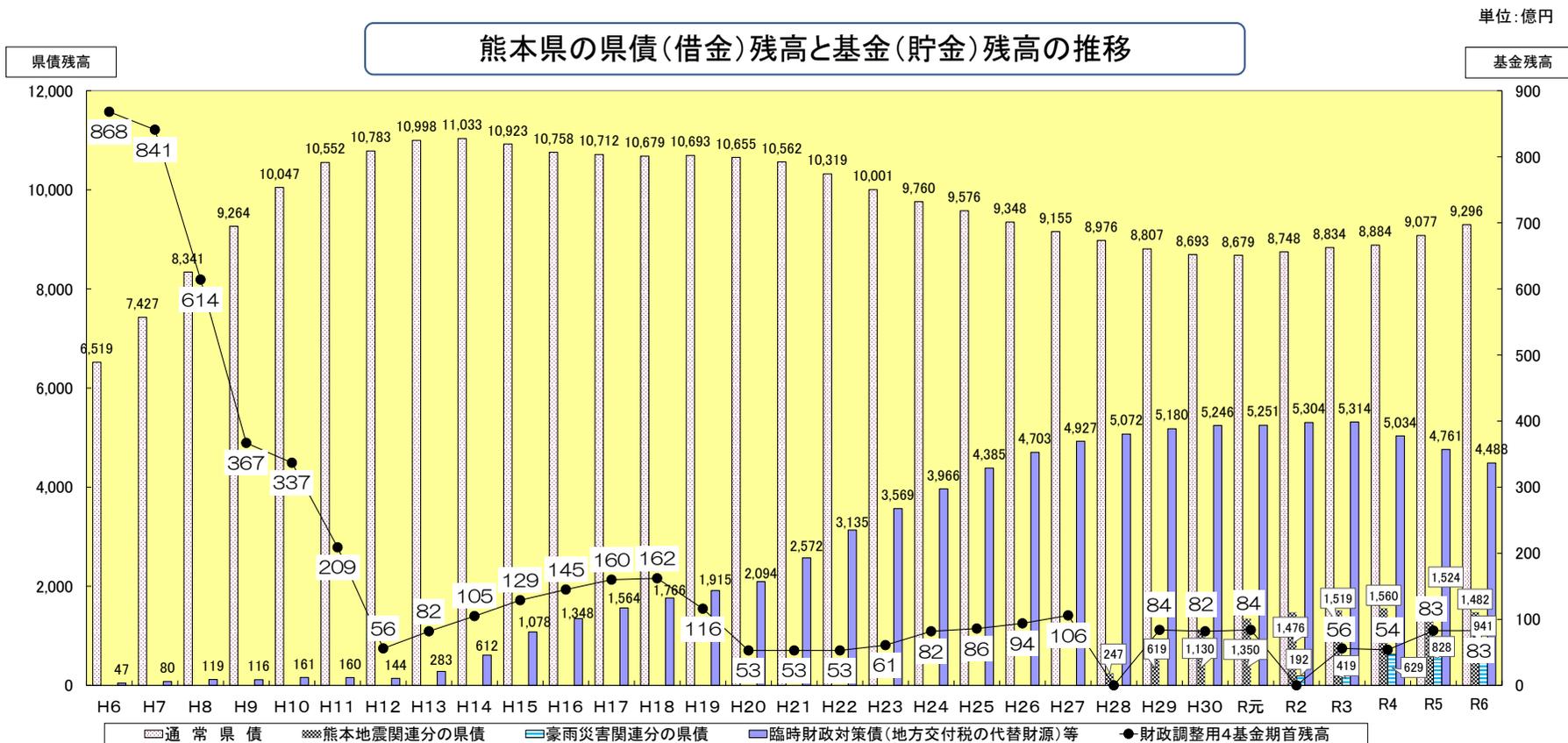
本県は、これまで数次にわたる行財政改革に取り組み、大幅な財源不足額の解消、通常県債残高の減少、財政調整用4基金残高の増加等、財政の健全化に努めてきました。そのような中で、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨災害が発生し、財政調整用4基金はこの2つの災害の度に枯渇するなど本県の財政状況は大きく変化しました。

本県の財政運営は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、国土強靱化の県債償還が本格化する中、公共施設等の老朽化対策など必要不可欠な歳出に加え、半導体関連の集積に伴うインフラ整備など本県特有の歳出も増加するなど、厳しい状況にあります。

その他、人口減少や超高齢化等の進展により、社会保障関係経費が増嵩し、少子化対策など新たな財政需要への対応が見込まれるとともに、国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性があります。

以上のことから、これまで以上に県有財産の利用状況や状態を正確に把握し、効率的な利活用や県有財産の保有総量を最適化するとともに、維持管理費をできる限り圧縮するため、予防保全による適宜適切な改修やPPP/PFI等の民間活力の活用を積極的に検討することが必要です。

(資料9) 熊本県の県債(借金)残高と基金(貯金)残高の推移



※「熊本県財政事情(令和7年12月)」より

※通常県債残高は一般会計+公債管理特別会計ベースでの期末残高、基金残高は財政調整用4基金の期首残高合計(平成28年度(2016年度)は6月補正予算編成後、令和2年度(2020年度)は9月補正予算編成後の残高)

(5) ゼロカーボンに向けた対応

近年、地球温暖化の進行、異常気象の多発などの地球規模の環境危機や、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなど様々な問題が顕在化しています。そこで本県では、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロを目指すこと」を宣言しました。

具体的には、令和3年(2021年)7月に策定した「第六次熊本県環境基本計画」の中で令和12年度(2030年度)までに温室効果ガスを50%削減(平成25年度(2013年度)比)する目標を定め、県の事務・事業においては、同60%削減を目標に率先して省エネルギーやエネルギーシフトに取り組むこととしています。

また、令和2年(2020年)12月に策定した「第2次熊本県総合エネルギー計画」では、本県の再生可能エネルギー導入促進・省エネルギー推進に係る課題に対応し、再エネと省エネの取組をこれまで以上に推進することによって、県のあらゆる部門の発展につなげていくことを目的としています。

県有施設については、LED導入等の省エネ対策を徹底し、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めます。施設建設に当たっては、森林によるCO₂吸収源対策として、森林資源の循環利用推進のため、県産木材の利用のほか、建物の高断熱化や再生可能エネルギーの活用など、ゼロカーボンに向けた県の率先行動を加速させる必要があります。

(6) 人口急減及び超高齢化への対応

日本の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少局面に突入しており、今後は人口減少が進行するとされています。

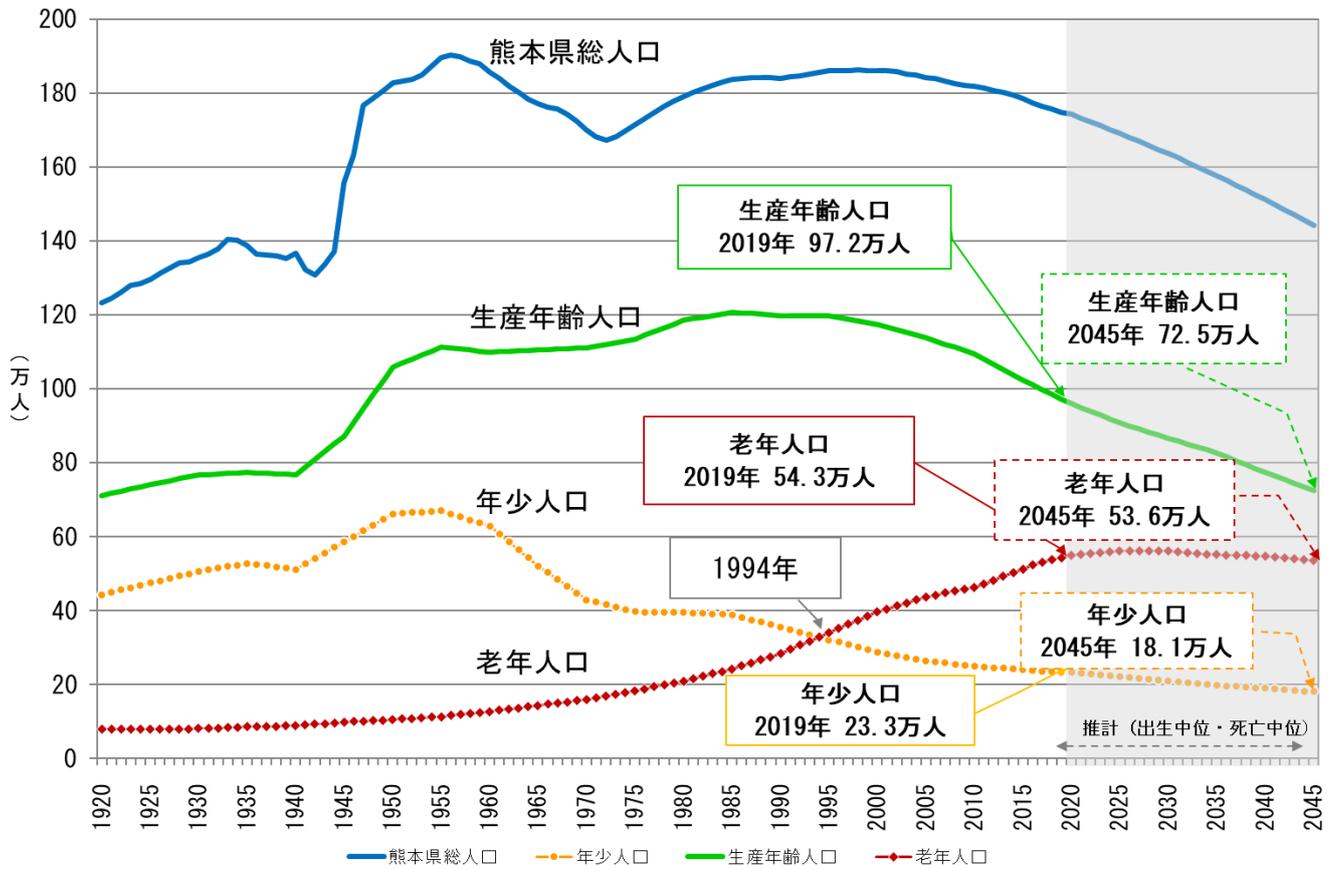
また、平成26年(2014年)12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、人口減少は、日々の生活においては、実感しづらいものの、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国として持続性すら危うくなる問題と警鐘を鳴らしています。

本県においては、全国よりも約10年早く人口減少の局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和27年(2045年)には年少人口が18.1万人(平成31年(2019年)比5.2万人減)、生産年齢人口72.5万人(同24.7万人減)、老年人口が53.6万人(同0.7万人減)となり、生産年齢人口の減少とともに少子高齢化が進み、約4割が高齢者となると見込まれています。

このため、現在保有する財産について、人口構成の変化に伴う施設需要の変化に対応した見直しを行い、次世代の負担を軽減することが重要になります。

また、利用する財産については、超高齢化に対応し、かつ誰もが利用しやすい機能を備えることが必要となります。

(資料 10) 熊本県の年齢 3 区分別人口推移



※「熊本県人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂）」より
 2019 年までは「国勢調査、人口推計（総務省）」より作成
 2020 年以降は「日本の地域別将来推計人口（社人研）」より作成

4 県有施設に要する費用

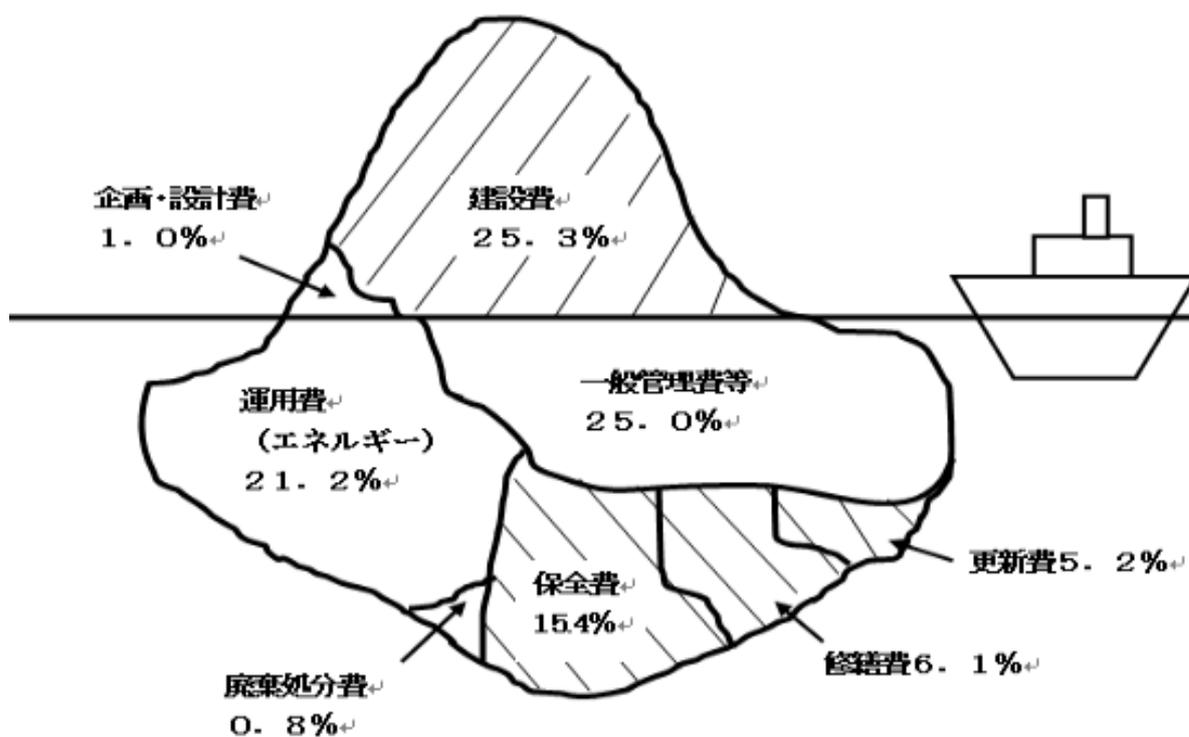
建築物のライフサイクルコストとは、施設的设计費・建設費などの初期投資（インシヤルコスト）と、維持保全費・運用管理費等の施設運営費（ランニングコスト）及び解体処分までの総費用を指します。

建築物のライフサイクルコストの構成を調べると、建設費は氷山の一角に過ぎず、建築物の保全等の費用（保全費、修繕費、更新費）は、建設費と同程度かかり、一般管理費等も、全体の4分の1を占めています。

本県は建築物以外にも多くの県有施設を保有しており、それらの施設のライフサイクルコストも建設費を上回るものもあります。

厳しい財政状況の下では、県有施設の総量を最適化し、財政負担を縮減することや、計画的な点検や修繕等による長寿命化を図り、施設全体に要する財政負担を平準化することがより重要になります。

ライフサイクルコスト概念を示す冰山



出典：「建築の寿命とライフサイクルコスト」（著：柏原士郎）

5 ファシリティマネジメント等に関する国の動き

年度	国の動き
H18 (2006)	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> 資産・債務改革を重点分野として位置付け
	国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none"> 効率的な財産活用を推進
	国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省社会資本整備審議会建築分科会において、国家機関の建築物についてファシリティマネジメントの必要性を述べる
H20～H24 (2008～2012)	社会資本整備重点計画 <ul style="list-style-type: none"> 「ストック型社会への対応」を重点目標分野に定め、「戦略的な維持管理や更新の推進」を掲載
H23 (2011)	PRE (Public Real Estate : 公的不動産) 戦略を実践するための手引書 <ul style="list-style-type: none"> 公的不動産の適切なマネジメントのガイドライン
H24 (2012)	新たな社会資本整備重点計画が閣議決定
H24 (2012)	社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省、厚生労働省所管の社会資本について、総務省行政評価局が維持管理・更新の状況を調査し、必要な改善措置を勧告
H25 (2013)	インフラ長寿命化基本計画 <ul style="list-style-type: none"> 各インフラを管理・所管する者が、維持管理・更新等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにする行動計画の策定 個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設計画の策定を“インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議”で決定
H26 (2014)	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について <ul style="list-style-type: none"> 総務大臣から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請
	「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体において、本指針を参考とするほか、インフラ長寿命化基本計画を参考として公共施設等総合管理計画・個別施設計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請

<p>H29 (2017)</p>	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを行い充実させるため、平成 26 年度（2014 年度）に策定した指針を改訂
<p>H30 (2018)</p>	<p>公共施設等の適正管理の更なる推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の適正管理をより効率的に進めるためには、長寿命化対策等の効果額を示すことが重要との見解を示す
<p>R2 (2020)</p>	<p>令和 3 年度（2021 年度）までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画を反映した総合管理計画の令和 3 年度（2021 年度）中の見直しを要請
<p>R4 (2022)</p>	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化の推進方針やこれまで公共施設等総合管理計画に基づいて実施してきた点検・診断の結果等を反映させるなど、不断の見直しを行い充実させるため、平成 26 年度（2014 年度）に策定した指針を改訂 令和 3 年度（2021 年度）中の見直しが完了していない地方公共団体については、令和 5 年度（2024 年度）末までの完了を要請
<p>R5 (2023)</p>	<p>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値目標の設定と PDCA サイクルの確立について「努めること」であった表記から「望ましい」に変更

第2章 ファシリティマネジメントの推進

1 ファシリティマネジメントの取組の必要性

先述のとおり、厳しい財政状況の下では、県有施設の総量を最適化し、財政負担を縮減することや、計画的な点検や修繕等による長寿命化を図り、施設全体に要する財政負担を平準化すること、つまり、経営的な視点ですべての県有財産を総合的に企画、管理・活用する、いわゆる「ファシリティマネジメント」の取組を加速化させることが必要になります。

2 本計画の対象財産

全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が借用している土地・施設⁷

⁷ ただし、法令等に基づいてマネジメントに取り組んでいるものなど、施設類型ごとに考え方や取組の状況が異なり、統一的な取扱いは困難であるため、本計画の基本的な取組を踏まえ、財産区分毎の維持補修等の考え方を記載した計画を、「インフラ長寿命化基本計画」で定める個別施設計画として見直しを図りながらマネジメントに取り組むものとします。また、具体的な目標等については、個別施設計画の中で検討を進めていきます。

【個別施設計画一覧】

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
庁舎等 建築物	① 熊本県庁舎等建築物個別施設計画（令和2年度策定）	① アセスメント等を踏まえて、順次定める施設の方向性に沿って、長寿命化や予防保全を推進し、建築物の安全性を高める。併せて、未利用施設の売却等を促進し、保全等に係る予算平準化や削減につなげる。
	② 熊本県警察個別施設計画（令和2年度策定）	② アセスメント調査等を基に、各施設の利活用方針を整理し、中長期にわたる長寿命化等の改修時期、費用等を表した計画であり、施設の安全性・機能性を確保しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る。
	③ 熊本県立学校施設長寿命化プラン（学校施設個別施設計画）（令和2年度策定）	③ 中長期的に施設整備に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、学校施設に求められる機能・性能を確保し、学校施設の整備を計画的に実施する。
	④ 熊本県職員住宅管理計画～個別施設計画～（令和2年度策定）	④ アセスメント等を踏まえて、熊本市外の職員住宅を優先とする計画的な修繕等を効果的に実施し、保全等に係る予算の平準化や削減につなげる。
	⑤ 熊本県教職員住宅個別施設計画（令和3年度策定）	⑤ 施設アセスメント調査による利活用適合性の判定結果を参考に、地域性や施設の個別の状況等を勘案し、各施設の今後の利活用の方向性を整理することで、住宅の効率的運営や維持管理経費等の縮減、平準化を図る。
	⑥ 熊本県畜舎等建築物個別施設計画（令和7年度策定）	⑥ 施設の役割や求められる機能、性能、劣化度及び利用状況を整理し、予防保全と事後保全に選別のうえ、効率的な活用・保全を図る。
都市公園	熊本県公園施設長寿命化計画（平成29年度策定）	県営都市公園施設の安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新投資を行う。

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
空港	① 天草空港維持管理更新計画書（平成 29 年度策定／令和 5 年度改訂） ② 天草空港保全計画（平成 23 年度策定）	① 空港の特性を踏まえた空港土木施設の点検、経常維持、修繕、緊急対応、長期的視点に立った施設更新に関する計画を策定し、以て、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性等の確保並びに施設の長寿命化による更新投資の平準化を図る。 ② 空港施設（建築物）において、予防保全的な修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。
県営住宅	熊本県営住宅長寿命化計画（平成 21 年度策定・令和元年度改訂）	予防保全的な修繕や改善の計画を進め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。
道路	① 熊本県橋梁個別施設計画（平成 22 年・24 年策定／令和 6 年度改訂） ② 熊本県舗装維持管理計画（平成 23 年度策定／令和 4 年度改訂） ③ 熊本県道路防災施設維持管理計画（平成 25 年度策定／平成 27 年度改訂） ④ 熊本県トンネル維持管理計画（平成 25 年度策定／令和 5 年度改訂） ⑤ 熊本県道路附属物個別施設計画（平成 25 年度策定）	① 予防保全型の維持管理を進め、橋梁の健全性の向上並びに修繕・架け替えに係る費用の縮減及び平準化と利用者の安全性を確保する。 ② 道路舗装の維持管理業務を長期的視点によりとらえ、必要なサービス水準の維持と維持管理コストの最小化を図る。 ③ 保守箇所補修サイクルを検討し、進捗管理表を作成、コスト縮減及び年間事業費の平準化を図る。 ④ トンネル維持管理コストの縮減や平準化を図りながら地域道路網におけるトンネルの安全を確保する。 ⑤ 現行施設の維持管理や施設の更新に当たって、コスト縮減と LED 化導入に伴うイニシャルコストの平準化を図る。

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
道路	⑥ 熊本県道路植栽維持管理計画（平成 28 年度策定）	⑥ 県管理樹木について、消毒、剪定等適切な維持管理を行う。
河川	① 河川管理施設長寿命化計画（特定構造物（水門、ポンプ設備等）27 施設策定）（平成 26 年度策定） ② 熊本県ダム長寿命化計画（補助ダム 6 ダム）（平成 29～30 年度策定／令和 5～6 年度改訂）	① 管理施設の維持管理を計画的に推進し、効果的・効率的な延命化措置を行うことでライフサイクルコストの縮減を図る。 ② ダム長寿命化計画及びダム維持管理方針等に基づき、更新・対策の優先順位を判断した上で、コストの縮減・平準化を考慮し、計画的に維持管理を行う。
砂防	砂防施設等長寿命化計画（令和元年度策定）	既存の砂防施設について、点検・評価を行い、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施することにより、施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保する。また、これまでの「事後保全型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」へ転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費用の平準化を図る。
企業会計 （流域下水道）	① 熊本北部流域毛水道ストックマネジメント計画 ② 球磨川上流流域下水道ストックマネジメント計画 ③ 八代北部流域下水道ストックマネジメント計画 （以上、平成 29 年度策定）	熊本北部浄化センター、球磨川上流浄化センター及び八代北部浄化センターにおける施設の点検、調査結果に基づきストックマネジメント計画を策定し、予防保全的な管理を行うとともに、計画的な改築等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る。
港湾	港湾施設長寿命化計画（平成 27 年度策定／令和 4 年度改訂）	港湾施設の計画的な点検診断の実施並びに適時適切な維持工事の実施による施設の長寿命化を図るための計画を策定し、施設の最適な維持管理を行うとともにライフサイクルコストの最小化を図る。

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
海岸	① (建設) 海岸保全施設 長寿命化計画 ② (港湾) 海岸保全施設 長寿命化計画 ③ (漁港) 海岸保全施設 長寿命化計画 ④ (農地) 海岸保全施設 長寿命化計画 (以上、平成 30 年度策定)	背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指すための計画。点検に関する計画、修繕に関する計画により構成される。
林道	① 第 15 次県有林経営計画 (令和 2 年度策定) ② 熊本県県有林林道施設 長寿命化計画 (個別施設 計画) (令和 3 年度策 定)	① 県有林の適正な管理、効率的な森林施業を実施するうえで骨格的な役割を果たす施設であり、周辺の森林における路網整備の状況等を踏まえつつ一体的に整備、維持管理等を実施する。 ② 林道施設 (橋梁) の長寿命化を図るため、施設の点検・診断結果に基づく補修・更新等の優先度や施設の機能保全・共架などの個別施設計画を策定し、効率的かつ効果的な施設の維持管理・更新等を行いライフサイクルコストの縮減を図る。
治山	治山個別施設計画 (令和 2 年度策定)	治山施設のメンテナンスサイクルの構築、治山施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減 (予防保全型維持管理の導入や施設自体に損傷が見られない場合であっても、施設周辺の森林で新たな荒廃の発生等が確認された場合等には、施設の機能強化等を図る。) 、平準化を図り、治山施設の維持管理・更新等を着実に推進する。
漁港	機能保全計画 (16 漁港) (平 成 23 年度策定 / 令和 6 年 度改訂)	漁港施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ計画。効果的な維持管理、既存施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び対策コストの平準化を図る。

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
交通安全施設	熊本県警察交通安全施設（交通信号機）長寿命化計画（平成29年度策定／令和4年度改訂）	信号機は、交通事故抑止に大きく寄与している反面、損傷、腐食、その他の異状により機能が損なわれた場合には、交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあり、県警察では、安全性、経済性及び重要性の観点から、本行動計画の対象施設として信号機を選定し、今後の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
企業会計（企業局）	<ul style="list-style-type: none"> ① 発電所改良修繕工事長期計画（令和元年度改訂） ② 工業用水道事業施設更新計画（平成28年度策定／平成29年度改訂） ③ 県営有料駐車場保全計画（平成30年度策定） 	企業局事業（電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業）の安定した事業継続に資するため、各施設において計画的な施設の維持点検、補修を行うとともに、施設の機能、重要度に応じ、ライフサイクルコストを考慮した維持管理計画を策定する。
企業会計（病院局）	こころの医療センター施設管理計画（令和元年度策定）	建替えから20年以上経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後見込まれる施設の修繕や改修事業の優先順位を整理し、負担の平準化を図るとともに、施設を長期的に活用することを目的として策定。
公立大学	熊本県立大学インフラ長寿命化計画（令和2年度策定）	施設全体として老朽化が進行する状況において、安全で安心な教育研究環境を維持しつつ、施設の長寿命化によって保有施設を最大限に活用することにより、トータルコストの縮減、予算の平準化を図ることを目的として策定。

第3章 取組の方向性

第1章で記載した県有財産の現状と課題を踏まえ、次の3つの取組によってファシリテイーマネジメントを推進します。

また、これによって、「くまもと新時代共創基本方針」及び「くまもと新時代共創総合戦略」における「県民の命、健康、安全・安心を守る」取組を着実に進めていきます。

1 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）の10年間

2 取組の方向性

（1）県有財産の総量最適化

人口減少及び少子高齢化が進展する状況において、提供する行政サービス等について施設の設置当初の目的から変化が生じています。そのため、将来の大規模改修や建替え等の機会を捉えながら、県有施設の集約化や転用等の利用調整を検討するとともに、財産の利活用と重点整備の実施、各部局間や国・市町村との共同利用等の調整を図ります。また、利活用が見込めない県有施設の廃止や財産の売却等を積極的に行います。

一方で、災害時に必要となる用地等の確保に努めます。

以上を中心に、経営的なマネジメントの観点から県有財産の総量最適化を推進します。

（2）県有財産の効率的活用

県有施設を適正に維持するために、維持管理業務の効率化を図るとともに、必要な日々の清掃や保全業務等についても、コスト削減を図りながら、効率的に維持管理を実施します。

また、財産の有効活用の観点から、余剰スペース等の貸付による歳入確保を進めるほか、災害時利用や庁舎等の建替用地等の将来的な活用可能性を含め、多角的な活用策の検討を進めます。

以上を中心に、日常的なマネジメントの観点から県有財産の効率的活用を推進します。

(3) 県有施設の長寿命化

今後も利活用を続ける県有施設については、定期的な点検や診断の実施による日常的な管理に加え、老朽化にも対応した維持や補修、改修により、県民が安全・安心に施設を使うことができるよう適正に管理します。

また、施設の耐震化や防災拠点施設、避難場所としての機能の確保、環境配慮や社会環境の変化に応じたユニバーサルデザイン化による性能向上等への取組を計画的に進めます。

さらに、財政負担の平準化を図るとともに、長期的な視点からの予防保全や不具合等の早期発見・補修・改修等により、施設をより長く使うことができるための取組を進めます。

なお、施設の更新にあたっては、更新に係る費用負担の検討とともに、将来に亘って施設を利活用することを想定し、中長期的な行政ニーズを踏まえた施設の役割や必要性、更新後に見込まれる費用と併せて、PPP/PFI等の民間活力の活用について検討を行います。

以上を中心に、管理的なマネジメントの観点から県有財産の長寿命化を推進します。

※3つの基本的取組の推進方向

現在の県有財産

3つの基本的取組み

総量最適化

効率的活用

長寿命化

経営的な
マネジメント

日常的な
マネジメント

管理的な
マネジメント

量の見直し

使い方の見直し

質の見直し

保有総量の最適化

歳出の削減
歳入の確保

中長期的な維持更新費
の平準化（削減）

◇県有施設の集約化・転用等の
利用調整
◇利活用の見込めない県有施設
の売却、貸付
※除却債を活用した解体撤去
など

◇維持管理業務の効率化
◇日常の保全業務等の最適化
※余剰スペースの災害時利用(避
難場所・応援職員執務室等)
など

◇施設の点検、診断、耐震化
◇施設の長期使用(長寿命化)
※防災拠点施設の定期的な点検
や維持管理の実施
など

将来の県有財産

第4章 具体的な取組

全庁的な視点から、具体的には次の取組によって、ファシリティマネジメントを進めていきます。

1 県有財産の総量最適化

(1) 県有財産の集約化・転用等

- 「熊本県県有財産利活用推進会議」等において、県有財産の集約化・転用等の利用調整を推進します。
- 新しい行政ニーズに対応するため施設の新設が必要となった場合や著しい機能低下等による建替えが必要になった場合は、既存施設の転用や民間施設による代替の可能性を含めた総合的な検討を行います。

(2) 財産の利活用と重点整備の実施、共同利用等

- 職員住宅は、平成26年度（2014年度）から、任命権者の枠を越えた利用に係る条件整備を行い、共同利用を開始しています。今後は、入居状況の推移等を把握・分析した結果を踏まえながら、共同利用を更に促進します。なお、天草地域の職員住宅については、建替えや改修の機会を捉えて共同利用及び集約化を進めています。
- 所管課において利活用の見込みのない財産については、庁内や市町村に対して利活用希望調査を行っています。市町村にて利活用の希望があった場合は、随意契約による売却処分を行います。また、近年は、保健所業務の集約化や災害対応による組織の改編により、利用状況に応じた施設の改修工事を行っています。今後においても、随時、対応します。

(3) 利用財産の売却等の推進

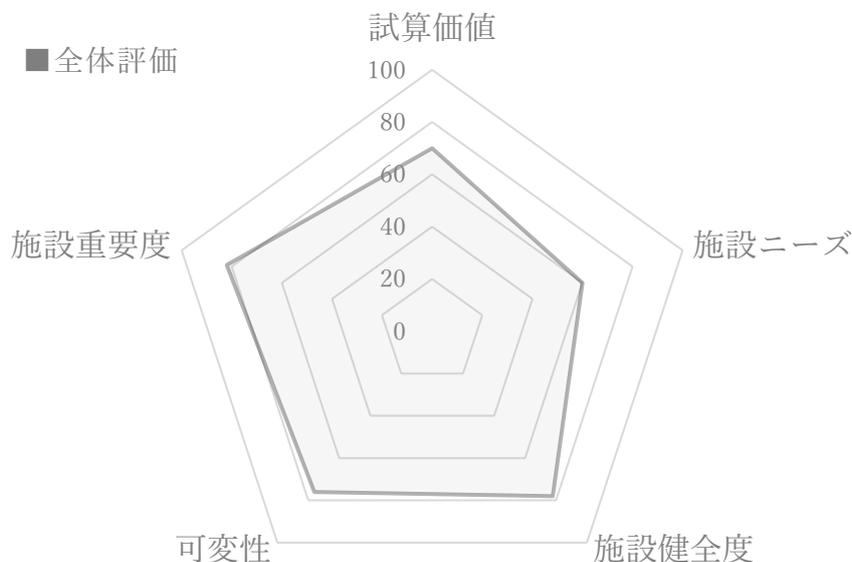
- 未利用財産については、今後も災害時利用（応急仮設住宅建設用地、震災ガレキ置場、備蓄倉庫等）や庁舎等の建替用地等将来的な活用の可能性がある財産を除き、売却、譲渡、貸付け等を進めます。
- 売却に当たっては、公的な連携を進めるため、所在市町村等に意向調査を行います。
- 民間のノウハウを活用した売却方法や無接道等による売却困難物件についての処分方法等、現在の手法の検証・見直しを行うことで更なる売却促進につなげます。

- 取壊しが適当とされた施設については、維持管理コストの削減と外壁落下等による事故の回避を図るため、除却債等を活用した解体撤去を順次進めます。

(4) 施設評価の実施（統合・廃止の推進）

- 県有財産の総量最適化を効果的に進めるため、一定基準以上の建築物について、「県有施設の長寿命化等に関する指針（平成 27 年 3 月策定、令和 8 年 1 月改訂）」に基づき、県民の共有財産として一定の水準を示す「資産価値」、利用者数や利用頻度等の「施設ニーズ」、劣化状況を示す「施設健全度」、用途変更の可能性を示す「可変性」、防災上重要な施設及び歴史的・文化的価値を有することを示す「施設重要度」といった項目を調査し、利活用区分（継続利用、建替、転用、廃止）への適合度を統一的に評価することで、その施設の将来の方向性検討の基礎的データとなる施設アセスメントを実施します。
- インフラ系施設の更新等に際しては、利用者数等に応じた規模の見直しを検討します。

【施設アセスメント評価と利活用区分の定義（例）】



区分	定義	
建替	既存の建築物を取り壊し、現地で新たな建築物を建築すること	
転用	建設当初より利用されていた事業用途と異なる用途に変更して、現状に適した建築物として継続利用すること	
継続利用	目標 60 年	計画保全を図り、60 年継続利用 ※大規模改修を行ったものは 65 年
	目標 90 年	築後 40 年前後で長寿命化改修を施し、90 年継続利用
廃止	建築物を用途廃止すること	

2 県有財産の効率的活用

(1) 維持管理業務の最適化

- ファシリティ情報の一元化を図るため、平成 26 年度（2014 年度）から導入した熊本県営繕保全情報システムに、毎年度光熱水費や工事履歴等の情報を蓄積し、情報の共有化や分析可能な状況を維持します。また、施設カルテの導入により、施設の利用状況や運営状況等を把握します。
- 光熱水費のベンチマーキングや電力調達方法の見直しなど、維持管理経費の効率化・最適化の取組を進め、併せて施設の運営等に必要な委託業務について、複数施設の一括発注や複数年契約等に取り組みます。
- 電力調達方法について、高圧受電契約施設は原則一般競争入札とし、任命権者単位での取組を推進します。

(2) 日常の保全業務等の効率的な維持管理

- 日常的な巡視による確認や定期点検の実施により、建築物の機能や性能、劣化状況を把握し、計画的な改修を行うことで不具合等を未然に防ぐ予防保全の取組をより一層推進します。
- 施設管理者や担当者向けの研修等により日常の保全業務の重要性の意識付けを図るとともに、施設については日常的な見廻りによる確認に加え、1 年間に 1 回、施設管理者や施設担当者による劣化度調査を行う等、日常の保全業務の最適化に向けた取組を行います。
- 業務内容や人員配置に大きな変更が生じている庁舎等についても、業務の効率性の向上につながる、良好な執務環境等を確保するため、随時見直しを図ります。

(3) 施設等の有効活用の推進

- 空きスペースが生じた施設等については、災害時や新興感染症への対応等での利用や庁舎等の建替用地等将来的な活用可能性を含め、多角的な見地から施設等の有効活用を図ります。
- その際には、国や所在市町村等との連携も含めた、施設の貸付けや共同利用を検討します。

3 県有施設の長寿命化

(1) 施設の点検、診断等の実施

- 法令等で定められた点検以外にも、国から示された指針や施設アセスメント等を参考に点検・診断等を行い、施設の性能や劣化等の状況を適正に把握することで不具合等の早期発見につなげます。

(2) 老朽化に対応した維持・補修・更新

- 点検・診断等の結果、発見された不具合等については、速やかな修繕や安全対策等を行います。また、今後の利活用の見込みがなく、老朽化が進んだ建築物については、解体撤去に努め、人的被害や事故等を防ぎます。

(3) 施設の耐震化や安全確保の取組

- 主要なインフラ系施設については、予防保全型維持管理によるメンテナンスサイクルを確立していくことで安全性を確保します。

(4) 防災拠点施設や避難場所としての機能の確保

- 防災拠点施設や避難場所となる県有財産については、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図ります。
- 新たに災害時の避難場所に指定された施設や生活基盤を形成する施設等は、市町村と連携し、防災機能を高め、大規模な災害に備え、非常用電源など役割に応じた防災機能等を確保します。⁸

(5) 施設の長寿命化への取組

- 長期利用に耐えうる施設とするために、基幹的部位における予防保全や長寿命化改修、適正な維持管理によるメンテナンスサイクルの確立を進めます。
- 整備の実施に当たっては、長期的な財政負担を考慮する必要があるため、中長期的な県有財産の維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算し⁹、緊急性や重要性、工事の効率性等を踏まえた実施時期や施行方法の調整を行うことで、財政負担の平準化を図ります。

⁸ 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物に該当する県所有の建築物については、耐震診断及び耐震改修は全て完了しています。しかし、「平成 28 年熊本地震」では想定を超える被害が発生したことから、被災した既存建築物について、改めて耐震改修等を実施しました。

⁹ 10 年及び 30 年の県有財産の維持管理・更新等に係る試算内容については資料 4（70 頁）参照

(6) 環境配慮や社会環境の変化に応じた性能向上への取組

- 県有施設については、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けて、脱炭素化に取り組むこととし、空調設備や照明機器等の適切な維持管理など省エネルギーの徹底を図るとともに、庁舎等への再生エネルギーの導入や化石燃料を使用する設備のエネルギーシフト（電化）などについて、着実に進めます。
- 今後の施設の改修等に当たっては、「熊本県環境基本計画」「熊本県総合エネルギー計画」、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会活動への参加の促進に関する条例」及び「熊本県やさしいまちづくり推進指針」を踏まえ、ZEB、ZEH¹⁰を見据えた設備水準やユニバーサルデザイン化等の施設の性能確保を目指します。

¹⁰ ZEB、ZEH：「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ビルディング）」の略。外壁や屋根の高断熱化と高効率設備による省エネと、屋根置き太陽光発電等の再生可能エネルギー導入による創エネにより、正味のエネルギー収支がゼロあるいはゼロに近くなる住宅・建築物。

4 その他の取組

ファシリティマネジメントの取組を推進していくうえで必要な推進体制の整備等に取り組みます。

また、職員全員が主体となって取り組む必要があることから、職員の意識改革のための研修会の実施や、同じ課題を共有する国や市町村等と連携した取組を行います。

さらに、取組状況を公表することにより、ファシリティマネジメントの取組を推進します。

(1) 職員の意識改革

- 県有財産は、県民の財産であることを認識し、意識改革を進めるために、関係課と連携した研修や取組事例の周知等を図ります。

(2) 国、市町村等との連携

- ファシリティマネジメントに関する取組や施設情報等について、国や市町村等に対し積極的な情報提供に努めるとともに、地域活性化の観点から未利用財産の活用や施設の集約等における自治体間連携を検討するなど、ファシリティマネジメントの取組の広域化につなげていきます。
- 災害時に仮設住宅の建設用地や大量に発生した廃棄物の仮置場などの土地を確保するため、国や市町村等と連携し、災害時の円滑な利用につながる未利用地情報等の共有化について検討します。

(3) PPP/PFI の取組の検討

- 民間資金やノウハウ等を活用するため、施設を整備する際は、「公共施設整備事業への多様な PPP/PFI 手法導入検討要領」（平成 29 年（2017 年）4 月 1 日施行）に基づき、事業実施の検討段階において、自ら整備等を行う従来型手法に優先して多様な PPP/PFI 手法の導入を検討します。

(4) ファシリティマネジメントの取組状況等の公表

- ファシリティマネジメントに関する様々な意見を取り入れるため、取組状況等を公表するとともに、県内外に広く発信していきます。

(5) ファシリティマネジメントを推進するための体制整備¹¹

- 本計画を推進するうえで特に重要な事項については、関係課会議で協議調整を行い、必要に応じて庁議等に報告します。
- 個別、具体的な検討が必要な場合は、熊本県県有財産利活用推進会議にワーキンググループを設置し、テーマ毎に実務的な検討を進めます。
- 今後は、同推進会議及び総務部財産経営課において、本計画や個別施設計画に基づく取組の進捗管理及び進捗状況等の評価等を行っていくほか、必要に応じ、本計画の改訂を行い、内容の見直し、充実を図ります。
- 一方、具体的な取組に対応するため、財産管理を所管する所属の役割等、組織体制についても、必要に応じ、見直していきます。

(6) 固定資産台帳の整備・活用¹²

- 県有財産の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や施設の長寿命化・集約化といったマネジメントに固定資産台帳を活用していきます。

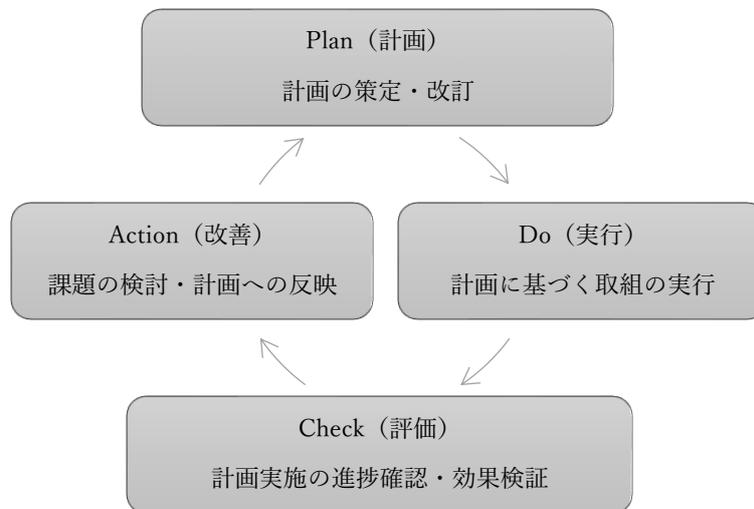
(7) PDCA サイクルの推進方針

- 本計画の進捗管理については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）により、継続的に取組むこととし、その評価結果及び県計画等との整合を図りながら、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、概ね5年ごとに見直します。
- 各個別施設計画においてもPDCA サイクルにより評価及び改善を行い、本計画に反映します。

¹¹ ファシリティマネジメントを着実に推進し、本計画に基づく取組を進めるため、取組の推進、各財産の情報共有及び部局間調整等を行う全庁的な体制として、平成25年度（2013年度）に「熊本県県有財産利活用推進会議」を設置しています。

¹² 平成27年（2015年）1月23日付け総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を受け、全庁的な推進体制として平成27年（2015年）4月に「公会計制度改革プロジェクトチーム」を設置し、固定資産台帳を整備しました。

【PDCA サイクルによる進捗管理のイメージ】



Plan (計画)

本計画に定めた方針に基づきより具体的に推進・実践していくため、本計画の改訂を行います。
この計画の改訂については、全庁的な取組体制において行います。

Do (実行)

各個別施設計画及び保全計画に基づき、計画的な長寿命化対策や保守点検等を行い、各施設の適正な運営・管理を実行します。

Check (評価)

計画の進捗状況の確認、課題の抽出、財政状況による分析、他計画との整合性の確認等を行い、評価します。

Action (改善)

各個別施設計画及び保全計画を踏まえ、評価結果や社会状況に応じた改善案を検討し、本計画の見直しを行います。

第5章 施設類型ごとの具体的な実施方策

第4章の「具体的な取組」を踏まえ、施設類型ごとに主要な取組を進めます。

1 庁舎等建築物

<対象施設等>

熊本県が所有する本庁舎、警察（消防）施設、学校、職員住宅等（以下「庁舎等建築物」という。）、原則、管理について法令に特別の定めがない建築物を対象とします。

<具体的な取組>

■ 施設評価の実施（統合・廃止の推進）・個別施設計画の策定

- 一定基準以上の庁舎等建築物は、施設アセスメント調査を実施し、建築物の利活用の各区分（継続利用（60年・90年）、建替、転用、廃止）への適合性を判定することとしており、その判定結果を基に、令和2年度（2020年度）に個別施設計画¹³を策定しました。
- 新たな行政ニーズに対応するための施設の新設や、著しい機能低下等による建替や改修が必要となった場合は、他施設との集約、既存施設の転用のほか、必要に応じて、PPP/PFI等の民間活力導入を含めた検討を行います。
- 未利用となった施設等余剰スペースのうち庁内及び地元自治体での利活用や災害時での活用等が見込めないものについては、売却や貸付けを進めるなど施設の総量最適化を促進します。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 建築基準法の法定点検の対象となる庁舎等建築物はその点検結果について、庁舎等建築物はその調査結果等を毎年1回行う劣化度調査や改修計画に活用し、施設の保全に努めます。
- 施設管理者を対象とした研修会開催のほか、保全計画の見直し・更新やタイムリーな保全情報の発信により、日常の保全業務の最適化に向けた取組を支援します。
- 既存の工事記録簿に加え、平成26年度（2014年度）以降は熊本県営繕保全情報システムに工事情報を入力し、保全履歴データを蓄積することで適切な建築物の状況把握につなげています。

¹³ 個々の建物の築年数や構造等に着眼して、目標使用年数を含む利活用の方向性を示しており、この方向性を基に予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、施設利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化の推進や適切な時期に建替等の検討を行うことを体系化することにより、予算の縮減や費用の平準化を図ることを目的としています。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 法定点検や施設アセスメント等の点検、診断等の結果、人的被害や事故につながる可能性が高いと判断された庁舎等建築物については、緊急的な修繕や安全対策等を行います。
- 今後の利活用の見込みがなく、老朽化が進んだ庁舎等建築物は、解体撤去に努め、安全を確保します。大規模改修等が必要で、緊急的な対応が難しい場合等は、使用の一時中止も検討し、安全確保に努めます。
- 耐震化については、庁舎等建築物のうち、耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の耐震診断は全て完了しています。しかし、「平成 28 年熊本地震」では想定を超える被害が発生したことから、被災した建築物の復旧・復興に当たっても、早期復旧や耐震化、機能強化による耐災性の向上を図っていきます。
- 特定既存耐震不適格建築物に該当しない庁舎等建築物で、今後も利活用すべき施設については、施設の機能や利用形態等を考慮し、必要に応じて耐震診断、改修を進めていきます。

■ 保全計画の策定

- 庁舎等建築物については、各施設における個別の状況（老朽化の進捗状況、建物構造、築年数、立地環境等）を踏まえた上で、より具体的かつ予防保全を基本とした保全計画を令和 4 年度（2022 年度）以降順次策定しました。各施設の実態に応じた保全計画に基づき、緊急性や重要度等により優先順位を検討し、長寿命化を図るとともに財政負担の平準化及び負担軽減を進めています
- 学校施設については、令和 2 年度（2020 年度）から学校ごとの個別学校改善プランを順次作成しており、長寿命化の取組を進めています。

■ 施設の長寿命化の取組

- 今後も利活用する施設については、「県有施設の長寿命化等に関する指針（平成 27 年策定、令和 8 年 1 月改訂）」に沿って、60 年使用を目標に、基幹的部位における予防保全の導入による長寿命化を図ります。長期的な利用が見込まれる庁舎等建築物については、90 年使用を目標とした長寿命化改修（築後 40 年頃）に取り組むことで、更なる長寿命化を進めます。
- 予防保全や長寿命化改修に当たっては、施設ごとの保全計画に基づき、計画的な実施につなげていきます。また、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（2003 年策定）」に基づき、施設内の段差や狭い通路、わかりにくい案内看板表示を見直すなど、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備を促進することで誰もが円滑に利用できる建築物の整備を図ります。

2 都市公園

<対象施設等>

熊本県が管理する都市公園を対象とします。

<具体的な取組>

■ 施設評価の実施（統合・廃止の推進）

- 建築物や遊具といった公園施設については、修繕、更新時期に合わせ、利用状況等を把握し、頻度が低い場合は廃止についても検討します。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 遊具については、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき日常点検および定期点検を実施し、健全度を診断します。
- その他公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行います。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検、診断等により公園施設に不具合があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行います。
- 大規模改修等が必要で、すみやかに修繕等での対応が難しい施設については、使用禁止等の必要な措置を講じ、安全確保に努めます。

■ 施設の長寿命化の取組

- 平成 29 年度（2017 年度）に策定した公園施設長寿命化計画（令和 5 年度（2023 年度）までに見直し）に基づき、施設の更新等を計画的に実施します。
- 計画的な補修工事により施設の長寿命化を図ります。

※ 老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

3 空港

<対象施設等>

熊本県が所有する空港基本施設（建築物、土木施設、航空灯火施設）等（以下「空港施設等」という。）を対象とします。

なお、建築物に関する実施方策は「庁舎等建築物」に準じます。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 空港施設等については、航空法及び同施行規則で定める「保安上の基準」に基づき、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性の確保並びに施設の長寿命化を図ることを目的とし、特性等を踏まえた点検（日常・定期・詳細）、経常維持、修繕、除雪及び緊急対応に関する計画を定め、実施します。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 今後も利用する空港施設等について、日常点検（巡回）、診断等により危険性があり、航空法及び同施行規則に定める「保安上の基準」を著しく満足しないと判断される場合には、空港の運用を一時中止し、緊急修繕等による安全確保に努めます。
- 修繕後、点検・診断を行い、「保安上の基準」を満たすことが判断された時点で、空港運用再開処置を行います。

■ 施設の長寿命化の取組

- 今後も利用する空港施設等については、経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握、評価する点検及び点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、施設の供用性、航空機の運航に対する安定性（施設に求められる性能を保持し続ける）を確保するための予防保全を確実に実施し、施設の長寿命化を図ります。

※ 老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

4 県営住宅

<対象施設等>

熊本県が管理する県営住宅を対象とします。なお、県営住宅の付帯施設や集会場等の共同施設を含みます。

<具体的な実施方策>

■ 施設評価の実施（統合・廃止の推進）

- 既存団地については、入居需要は依然として高く、今後しばらくは高い入居倍率で推移することが予想されることから、熊本県住宅マスタープランに基づき、耐用年数に達するまで有効活用します。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 建築基準法に基づき、建築物については3年毎、建築設備等については毎年の定期点検（法定点検）を実施し、劣化や不具合等の把握を行っていきます。

■ 施設の耐震化¹⁴や安全確保の取組

- 指定管理者による一般修繕・維持管理を行うとともに、計画的に改修工事を実施することで建物の劣化を防ぎ、安全確保を図ります。

■ 施設の長寿命化の取組

- 熊本県営住宅長寿命化計画における耐用年数（70年）に達するまで良好な状態で維持し、ライフサイクルコストの縮減を図るため、定期的な点検、予防保全的な視点に立った修繕、耐久性向上のための改修工事を実施します。

※老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

¹⁴ 耐震化は平成19年度（2007年度）までに完了しています。

5 道路

<対象施設等>

熊本県が管理する国道及び県道を対象とします。なお、トンネル、橋梁など道路と一体となって、その効用を全うする施設及び道路の附属物を含みます。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 道路法施行規則及び告示に基づき、トンネル、橋梁等について、国が策定した基準等に基づき、5年に1度の割合で近接目視による定期点検を実施し、全国共通の統一的な尺度で健全性を判定し、診断結果を分類します。
- 舗装、道路法面、道路附属物等に関しても、国が策定した基準に基づき、定期的に点検を行い、健全度の診断を行います。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 耐震化対策を促進するとともに点検・診断等により「機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と判断された場合には緊急に対策（補修）を実施し、必要に応じて交通止め等の規制も行うことで利用者の安全確保を図ります。

■ 施設の長寿命化の取組

- 個別に策定した長寿命化計画等に基づき、予防保全型維持管理によるメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を実行し、施設の長寿命化策を図ります。

6 河川

<対象施設等>

熊本県が管理する河川や河川に附随する水門、樋門、樋管及び排水機場（以下「河川構造物」という。）並びに熊本県土木部で管理するダムを対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- [河川] 河川の重要度に応じた平常時の巡視を実施するとともに、河川堤防の築堤区間を中心に、出水期前に年1回以上の点検を実施します。また、河川構造物についても、出水期前に年1回以上の点検を実施します。
- [ダム] ダム毎に定められた点検基準に基づき、日常点検を職員及び専門業者により実施します。中長期的な点検として、3年毎の定期点検及び30年毎のダム総合点検を実施します。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- [河川] これまでに耐震点検等や対策を実施していますが、今後、点検、診断等により危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行うものとしします。
- [ダム] ダム本体の地震に対する安全性は設計時に確保しているため、平成28年熊本地震でも被害は確認されていません。ただ、管理棟など付帯設備の一部では耐震性能を確認できていない施設もあるため、今後、更新時期に合わせて、耐震補強について、調査・検討を実施する予定です。なお、点検等により異常があると判断された場合には、修繕等による安全確保に努めるものとしします。

■ 施設の長寿命化の取組

- [河川] 水門・排水機場等については、既に策定した長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。なお、予防保全や長寿命化改修の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえた実施時期の調整等を行い、財政負担の平準化を図ります。
- [ダム] ダム長寿命化計画については、既に策定した長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。なお、予防保全や長寿命化改修の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえた実施時期の調整等を行い、財政負担の平準化を図ります。

(資料 11) 河川：県管理ダムの経過年数及び設備の老朽化状況

ダム名	ダム形式	しゅん工年	経過年数
市房ダム	重力式ダム	1960 年	61 年
氷川ダム		1973 (2010) 年	47 (10) 年
亀川ダム		1983 年	38 年
石打ダム		1993 年	28 年
上津浦ダム		2004 年	16 年
路木ダム		2014 年	7 年

(令和 3 年 (2021 年) 4 月現在)

7 砂防

<対象施設等>

熊本県が管理する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下、総称して「砂防施設」という。）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 「熊本県砂防施設長寿命化計画」に基づき、施設の健全度毎に定めた点検周期により定期的な点検を実施します。また、震度5弱以上の地震が観測された場合や、土砂災害警戒情報（危険度3）が発令された場合、臨時点検を実施します。
- 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用します。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検・診断等により県民等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、必要な対策を講じます。

■ 施設の長寿命化の取組

- 長寿命化計画に基づき、「事後保全型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図りつつ、長期にわたり砂防施設の機能及び性能を維持・確保します。
- 令和12年度（2030年度）までに健全度C（事後保全）を解消し、「予防保全型の維持管理」に取り組みます。

8 流域下水道

<対象施設等>

熊本県が管理する流域下水道施設（管路、処理場、ポンプ場）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設評価の実施（統合・廃止の推進）

- 人口減少や節水型社会の到来に伴い、流域下水道に流入する計画汚水量についても減少の傾向にあります。全体計画の見直しを適宜行い、将来の流入量を的確に予測していくことで流入量に見合う、無駄のない計画で改築更新を随時実施します。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 管路の目視点検や管渠内カメラ点検を行い、管路の老朽化や劣化状況の把握に努めます。
- 処理場及びポンプ場の施設については、「下水道維持管理指針（平成 26 年度公益社団法人日本下水道協会改訂版）」等に基づき、定期的な点検を実施し、施設の現状の把握に努めます。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 各流域下水道において耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、耐震対策工事を実施します。
- 点検により判明した異常箇所については、修繕工事等の対応を行います。

■ 施設の長寿命化の取組

- 管路施設については、定期的な清掃による汚物取り除き、テレビカメラ調査による内部の劣化・老朽化等の現状把握や必要に応じた維持修繕を実施することで、施設の延命化を図ります。
- 処理場及びポンプ場については、平成 29 年度（2017 年度）にストックマネジメント計画を策定しており、計画に沿った維持管理・改築更新を実施します。

9 港湾

<対象施設等>

熊本県が管理する港湾施設のうち技術基準対象施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び告示に基づき、港湾施設について5年に1回（当該施設の損傷に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすものについては3年に1回）定期点検を実施し、健全度を診断します。さらに、年1回以上の巡視・点検を実施し、健全度を確認します。

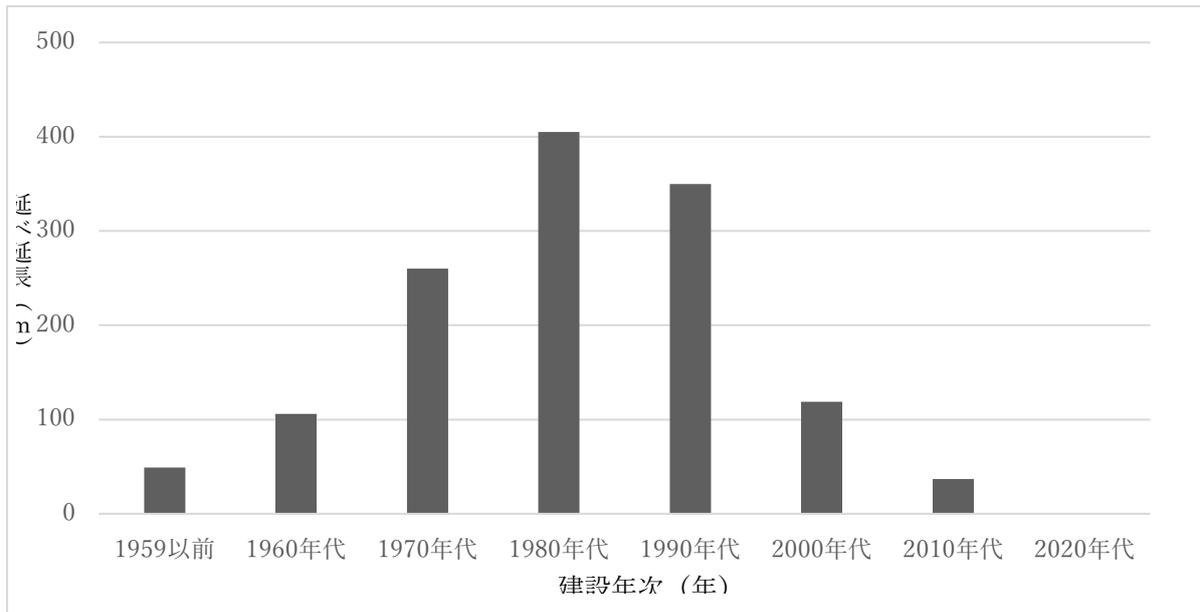
■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 施設の巡視・点検の結果、利用の安全性に支障をきたす場合は、必要となる修繕や安全対策（利用制限等）を実施するなど、安全確保に努めます。
- 施設の耐震化については、国土交通省令で定める基準に従い、通常地震に耐え得るよう整備します。併せて、県内の人口集積度及び地域特性を踏まえ、熊本港・八代港・本渡港において、熊本県地域防災計画に基づき、大規模地震・津波発生時、背後地域の経済活動を維持するよう、必要となる防災対策を推進します。
- 県内の重要港湾（八代港、熊本港、三角港）においては、災害時も港湾の重要機能が最低限継続可能となるよう、港湾BCPの策定を推進します。

■ 施設の長寿命化の取組

- 港湾施設については、既に策定した長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(資料 12) 港湾：整備年代別施設数



(港湾台帳：令和3年(2021年)8月31日現在)

10 海岸

<対象施設等>

海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防・護岸等の海岸保全施設を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づく機能診断調査により、海岸保全施設の防護機能及び性能を適切に把握・評価します。
- 巡視（パトロール）及び定期点検により、予防保全型の維持管理が適切に行えるよう取り組みます。
- 点検結果のデータ等については、今後の点検の効率的な実施や長寿命化計画の策定・変更における有用な基礎資料とするため、適切に記録・保存します。

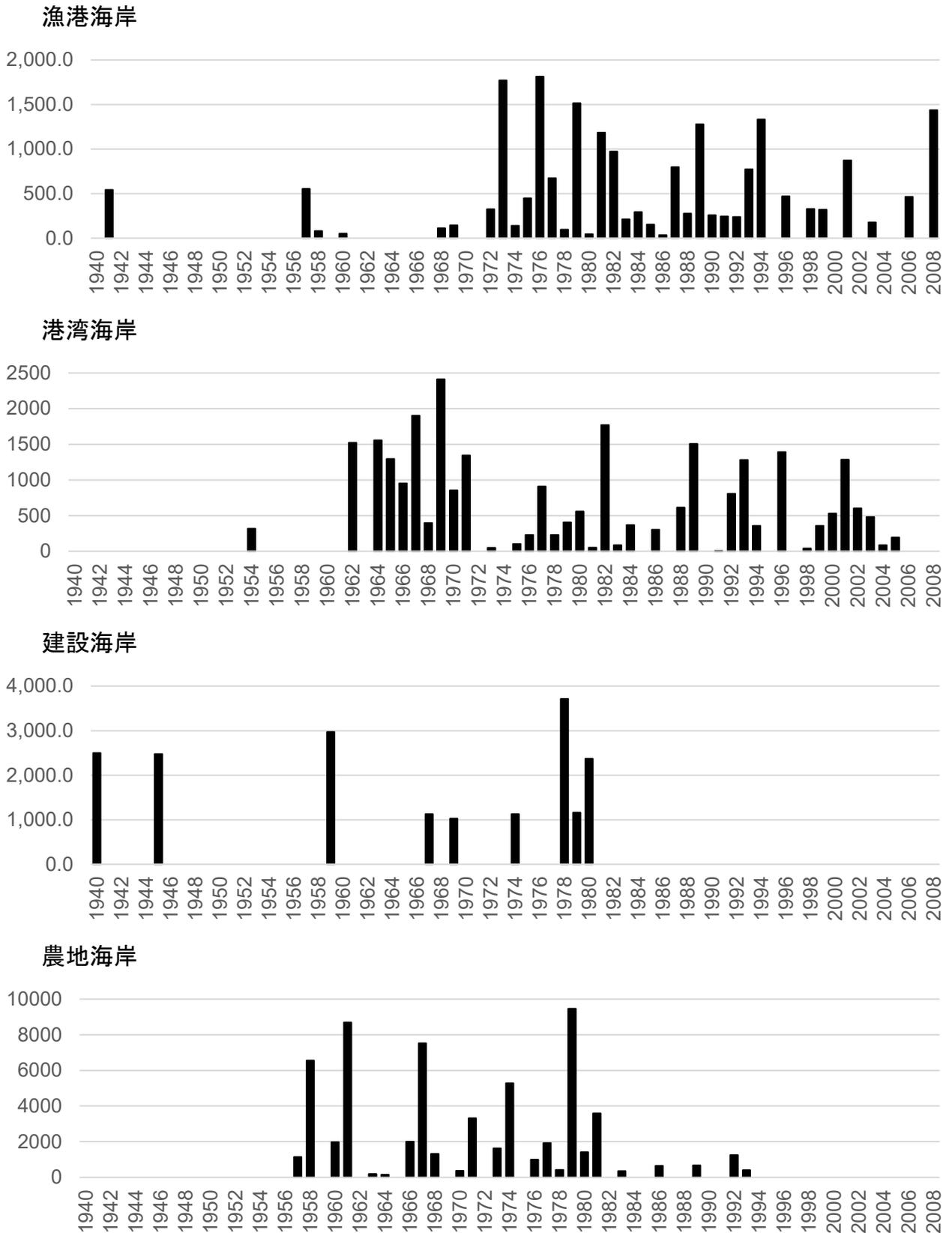
■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検・診断により防護機能が確保できていないと評価された施設については、改良・修繕等の対策を行う前に、安全確保の観点から応急措置や安全確保措置等を講じます。
- 耐震対策については、東日本大震災後に策定された「河川構造物の耐震性能照査指針・解説（平成24年2月国土交通省）」等に基づき、各海岸管理者で海岸保全施設の耐震調査を実施し、その調査結果を踏まえ、必要な箇所から順次対策を実施していきます。

■ 施設の長寿命化の取組

- 維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りつつ、津波・高潮等の外力に対する所定の防護機能を持続的に確保していくため、ライフサイクルマネジメントの考え方に基づいた長寿命化計画を策定し、効率的・効果的な維持管理を推進していきます。

(資料 13) 海岸：用途毎築年別延べ延長 (単位：m)



(海岸台帳：令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日現在)

1 1 林道

<対象施設等>

熊本県が管理する、県有林林道を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 熊本県県有林巡視員設置基準の規定に基づき、県有林各団地に県有林巡視員を配置し、巡視員は受持区域内の土地、立竹木、道路等を巡視しています。
- 熊本県県有林林分状況点検要領の規定に基づき、県職員等が道路等の点検を行っています。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 降雨等による災害については、災害復旧事業や補修事業を実施し、安全確保に努めるものとし、その他、必要に応じて除草等を実施し、通常の維持管理に努めています。

■ 施設の長寿命化の取組

- 県有林の適正な管理、効率的な森林施業を実施するうえで骨格的な役割を果たす施設であり、維持管理を適正に行うことにより、その機能保全に努めます。
- 施設の整備、維持管理に当たっては、既に策定した県有林林道施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、林道施設の適正な維持管理、更新に努め、周辺の森林における路網整備の状況等を踏まえつつ一体的に実施することで財政負担の軽減を図ります。

(資料 14) 林道の開設年別延べ延長

開設年	延長 (m)	経過年
1933	4,208	93
1960	4,440	66
1975	4,000	51
1992	1,503	34
1993	5,300	33
2015	2,131	11
計	21,582	

(林道台帳：令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日現在)

1 2 治山

<対象施設等>

熊本県が管理する治山施設を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 山地災害危険地区調査や計画調査時等において、施設の劣化状況等を点検し、適切な維持管理が行えるよう取り組みます。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 施設の点検・診断結果に基づき、適時維持補修事業を実施し、安全確保に努めることとします。
- 地震や降雨等により治山施設が被災した場合は、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復を図ります。

■ 施設の長寿命化の取組

- 治山個別施設計画に基づき、治山施設の適切な維持管理、更新を推進します。

1 3 漁港

<対象施設等>

漁港漁場整備法第三条に規定された漁港区域内の施設のうち、外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（道路及び橋梁に限る）、漁港施設用地（護岸及び人工地盤に限る）等漁港施設を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（水産庁策定）」に基づく機能診断調査により、漁港施設の健全度を適切に把握・評価します。
- 巡視（パトロール）及び定期点検により、予防保全型の維持管理が適切に行えるよう取り組みます。
- 点検結果のデータ等については、今後の点検の効率的な実施や機能保全計画の策定・変更における有用な基礎資料とするため、適切に記録・保存します。

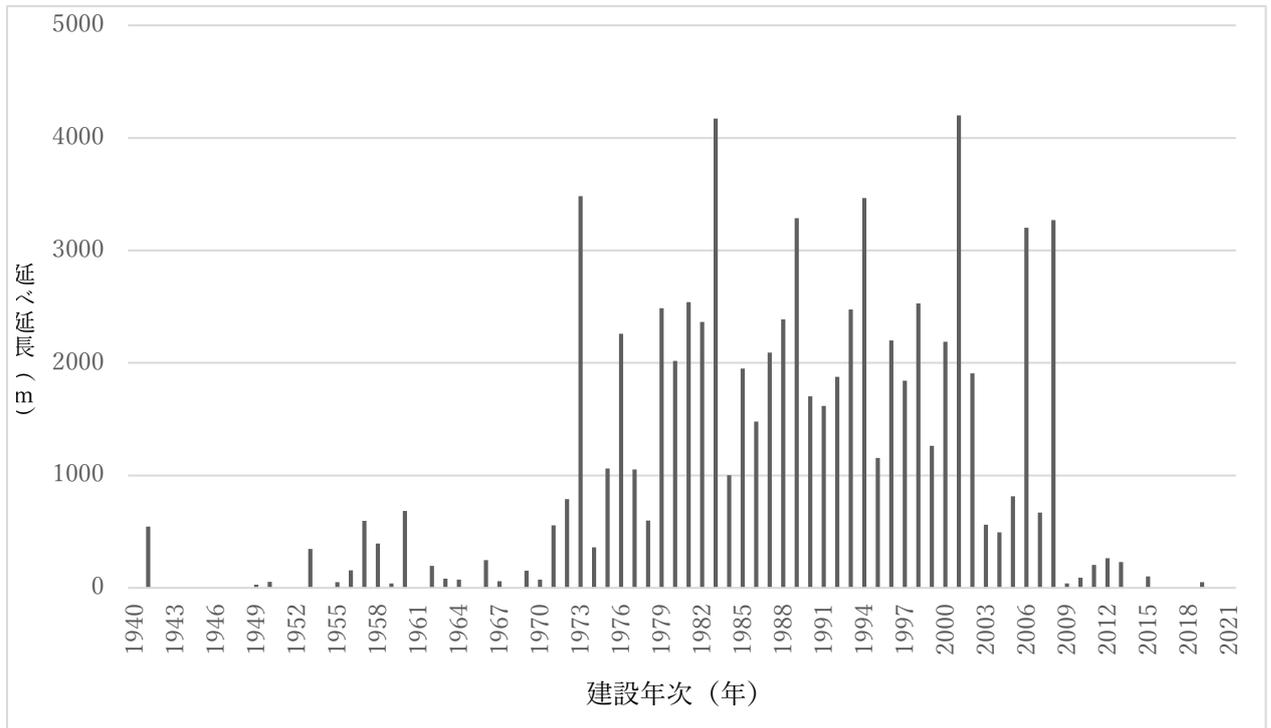
■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検・診断により機能低下が確認された施設については、改良・修繕等の対策を行うとともに、必要に応じて応急措置や安全確保措置等を講じます。
- 耐震対策については、「平成 23 年東日本大震災を踏まえた漁港施設の地震・津波対策の基本的な考え方（水産庁）」等に基づき、漁港施設の耐震調査を実施し、その調査結果を踏まえ、必要に応じて順次対策を実施していきます。

■ 施設の長寿命化の取組

- 施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、施設の機能保全に必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画を策定し、効率的・効果的な維持管理を推進していきます。

(資料 15) 漁港の整備年別延べ延長



(漁港施設台帳：令和3年(2021年)3月31日現在)

1 4 土地改良施設

<対象施設等>

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例第 12 条第 3 項に規定されたダム、一定規模以上のため池・えん堤（頭首工）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 「農業水利施設の機能保全の手引き（農林水産省）」に基づく機能診断調査により農業水利施設の点検・診断を行い、機能保全計画を策定します。
- 管理委託により受託者が日常の点検を行い、各施設の適切な維持管理に努めます。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 「土地改良事業設計指針「耐震設計」（農林水産省）」に基づき、各施設の耐震調査を実施します。今後はその調査結果を踏まえ、必要な措置を講じることで安全確保に努めていきます。

■ 施設の長寿命化の取組

- 各施設において、点検・診断結果に基づき、各種補助事業により整備・補修を実施しながら延命化を図ります。
- 全面的に更新が必要となった場合も、補助事業を活用し更新を図ります。
- 今後も利用する施設については、機能保全計画に基づき長寿命化を図ります。

（資料 16）土地改良施設の経過年数

対象施設	名称	築造年
頭首工	白石	1964 年
農業用ダム ・ ため池	天君	1970 年
	清願寺	1983 年
	楠浦	1966 年
	志岐	1973 年
	教良木	1976 年
	五和	1985 年
	五和東部	2002 年
	大切畑(※)	1975 年
	深迫	1977 年

※熊本地震により被災したため、令和 7 年度末時点では災害復旧事業により復旧中。

15 交通安全施設

<対象施設等>

熊本県警察が設置・管理する交通安全施設（信号機）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設評価の実施（統合・廃止の推進）

- 信号機については、道路状況及び環境の変化等に応じ、新設・廃止を行います。信号機の耐用年数は、これを構成する機器ごとに異なり、信号制御機は19年、信号柱（コンクリート柱）は42年であることから、更新時期を迎えた機器は優先順位を考慮の上、順次更新を行っていきます。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 信号機については、警察官による確認のほか、保守業者による年1回の点検・確認を行い、施設の劣化状況の把握に努めます。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検等により、機器の劣化が確認された場合は、適時修繕工事等の対応を行い、安全確保に努めることとします。

■ 施設の長寿命化の取組

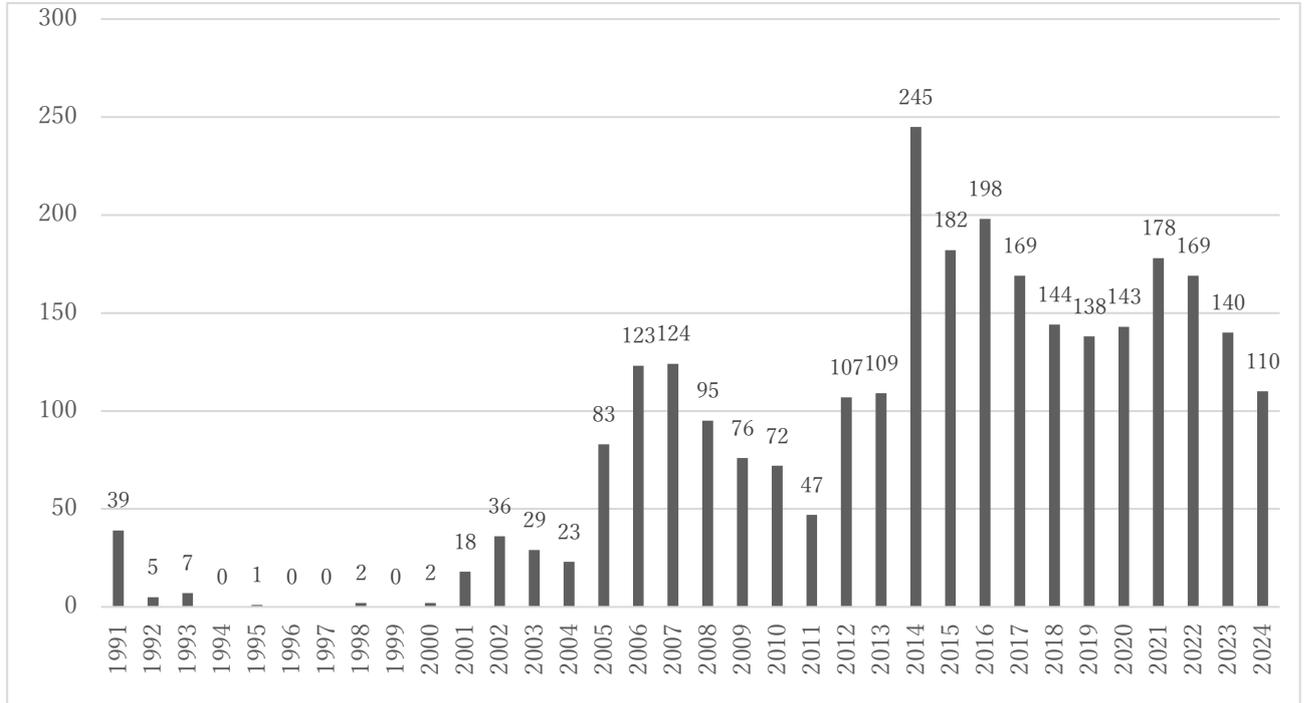
- 信号機については、機器ごとの耐用年数や保守点検結果等に基づいて必要な更新を行い、長寿命化を図ります。
- 灯器については、電球式からLED式への更新を進め、省電力化とともに長寿命化を図ります。

（資料17）交通安全施設：信号灯器の仕様別内訳

区分	総数	内LED数	うち電球式数
車両用灯器	13,394	10,706	2,688
歩行者用灯器	13,584	11,240	2,344
矢印灯器	1,978	1,893	85

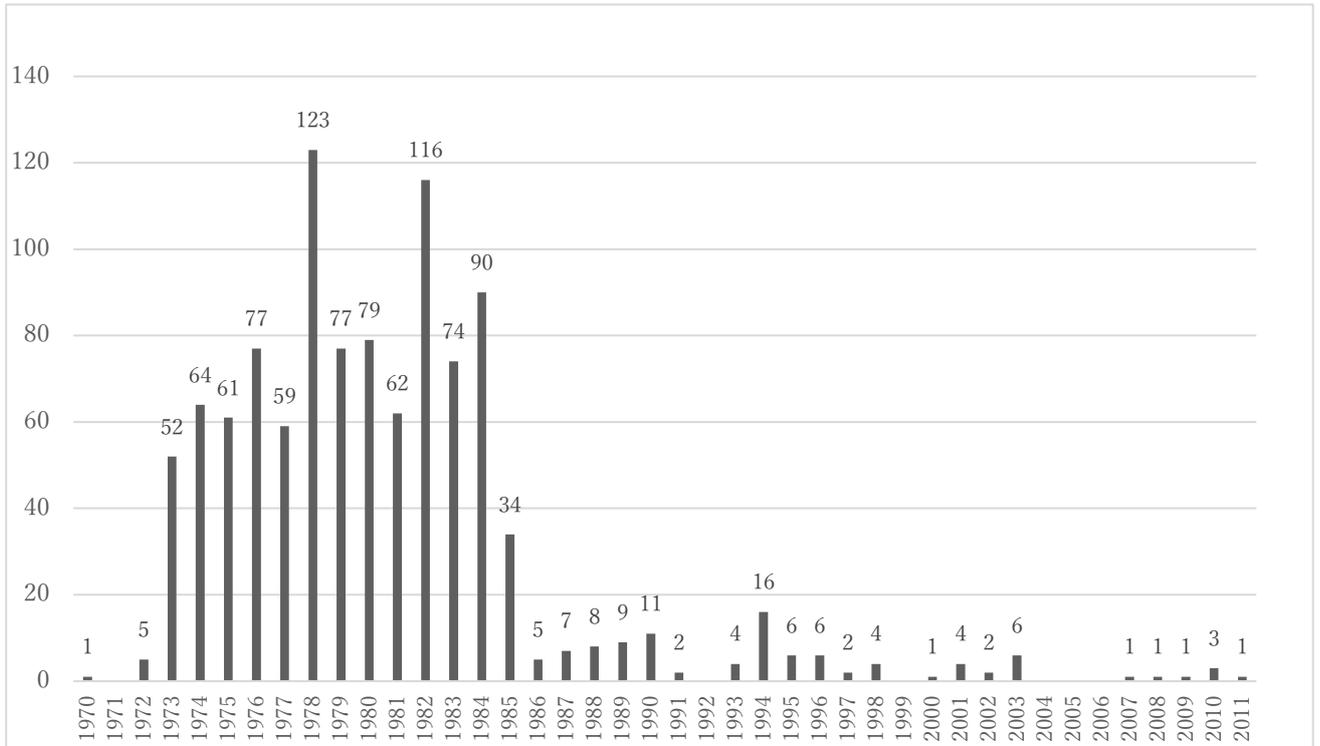
（信号機データ：令和7年（2025年）3月31日現在）

(資料 18) 交通安全施設：信号制御機の製造年別基数



(信号機データ：令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日)

(資料 19) 交通安全施設：コンクリート製信号柱の製造年別本数



(信号機データ：令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日現在)

※鋼管製信号柱は今後 10 年以上更新の必要がないため計上せず

16 企業会計（企業局）

<対象施設等>

企業局事業（電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業）に係る施設（建築物・構築物・設備）を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設評価の実施

- 持続可能な事業運用を実現するために、中長期的な視点に立ち、アセットマネジメント等を用いた計画的な施設の維持管理及び更新についての評価を行います。

■ 施設の点検、診断等の実施

- 施設毎に定めた保安計画に基づき設備の巡視・点検等を着実に実施します。
- 機器毎の点検・故障等の履歴を管理し、老朽化診断等を実施しながら適切な更新を実施します。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

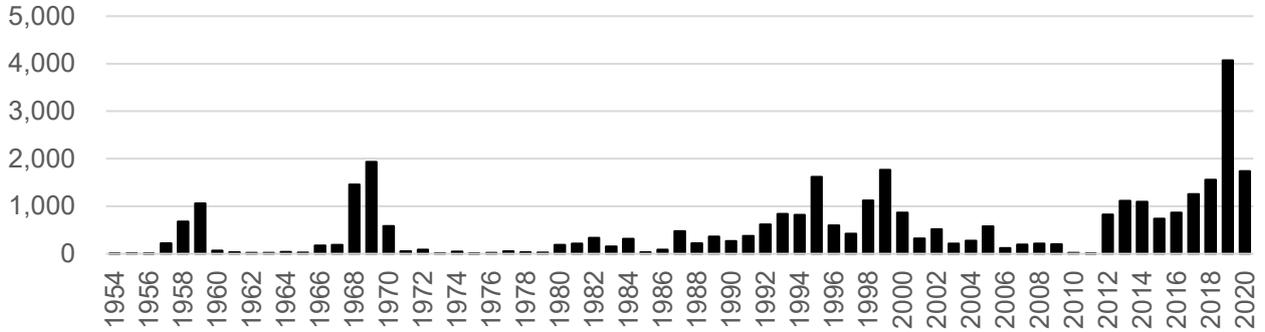
- 施設毎に定期点検等を確実に実施し、保全に努めます。
- 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の耐震診断は全て実施済みで、そのうち耐震改修が必要な建築物については、全て改修済みであったため、平成28年熊本地震では、被害を最小限に抑えることができました。
- その他の建築物及び設備・管路等については、施設の機能等を考慮し、必要に応じ耐震改修を進めていきます。

■ 施設の長寿命化の取組

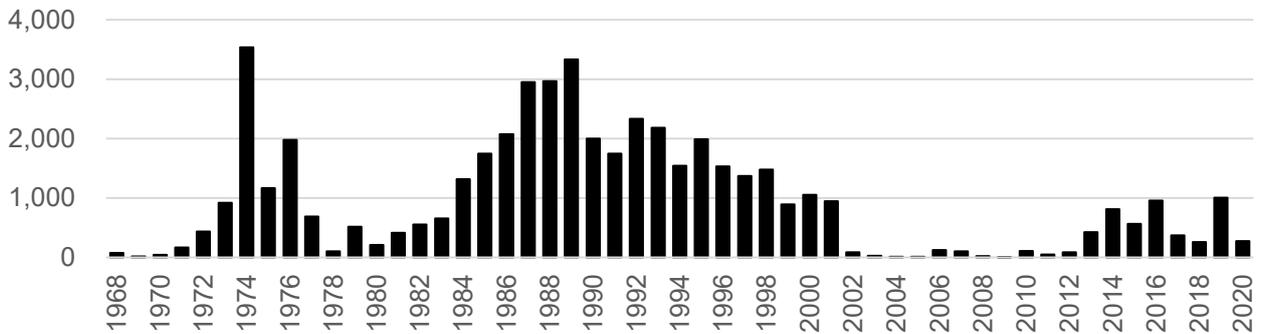
- 各事業、施設の評価結果に基づき、機能への影響が大きく応急措置が困難な設備については、定期的に交換・更新を行う予防保全型の対策、一方、機能への影響が小さく応急措置が可能な設備については、異常の兆候や故障の発生後に対策を実施する事後保全型の対策を基本とした施設改良・修繕計画を策定し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と平準化を図ります。
- 土木構造物や建築物については、適時修繕を実施し、長寿命化対策を実施します。

(資料 20) 企業会計（企業局）：事業別建設改良費の推移

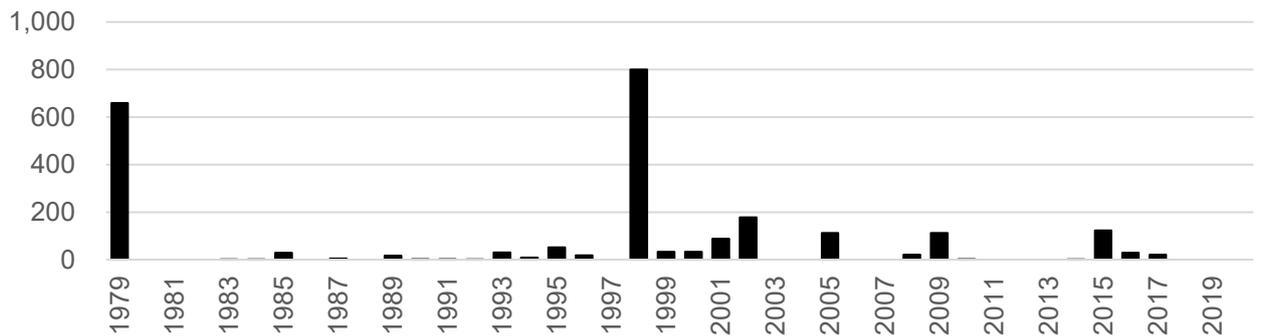
電気事業



工業用水道事業



有料駐車場事業



(資金収支表：令和 2 年（2020 年）3 月 31 日現在)

17 企業会計（病院局）

<対象施設等>

熊本県病院局が所管する“こころの医療センター”を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 建築基準法や消防法による点検・診断や、日常の点検を引き続き行うことで、庁舎の設備保全を行います。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検や診断等により、危険性があると判断された場合は、修繕その他必要な措置を講じることで安全確保に努めていきます。対象施設は、新耐震基準のもと施工されていますが、今後も安全確保の取組を続けていくものとしします。

■ 施設の長寿命化の取組

- 目標使用年数を設定し、病棟など必要に応じて改修を行いながら、予防保全による長寿命化を図るものとしします。
- 改修や予防保全の実施に当たっては、緊急性や重要性を踏まえた実施時期の調整等を行い、財政負担や事務の平準化を図ります。

（資料 21）企業会計（病院局）：建築物の経過年数

建物・種類	取得年月日	経過年数
病院本体	平成9年（1997年）3月31日	27
公用車車庫	平成27年（2015年）3月23日	9

（令和7年（2025年）3月31日現在）

18 公立大学

<対象施設等>

熊本県が設立した公立大学法人熊本県立大学が保有する“熊本県立大学”を対象とします。

<具体的な実施方策>

■ 施設の点検、診断等の実施

- 各種法令を遵守し、毎年（昇降機、防火設備等）及び3年ごと（建築基準法第12条点検）の定期点検（法定点検）を実施し、劣化や不具合等の把握を行っていきます。

■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検や診断等により、危険性があると判断された場合は、修繕その他の措置を講じることで安全確保に努めていきます。全ての建物の耐震診断を実施しており、新耐震基準への耐震補強工事を完了しています。

■ 施設の長寿命化の取組

- 熊本県立大学インフラ長寿命化計画に基づき、施設の劣化状況、安全性、利用状況及び重要性により対策の優先順位を設定し、工事に伴う教育研究環境への影響に配慮の上、財政負担や事業の平準化を図ります。

（資料 22）公立大学：建築物の経過年数

	施設名称	構造	階数	面積 (㎡)	竣工年月	築年数	
月 出 キ ャ ン パ ス	① 本部棟	RC造	2階	1,502.25	S55年(1980年) 3月	45	
	② 中ホール	RC造	2階	466.69	S55年(1980年) 3月	45	
	③ キャリアセンター	RC造	平屋	512.78	S55年(1980年) 3月	45	
	④ サブアリーナ・CPDホール	RC造	2階	1,347.58	S55年(1980年) 3月	45	
	⑤ 学生会館	RC造	2階	1,190.39	S55年(1980年) 3月	45	
	⑥ 講義棟1号館	RC造	2階	1,897.51	S55年(1980年) 3月	45	
	⑦ 文学部棟・小ホール	RC造	4階	3,108.06	S55年(1980年) 3月	45	
	⑧ 環境共生学部西棟	RC造	4階	6,317.80	S55年(1980年) 3月	45	
	⑨ 第1クラブ室・作業員詰所	RC造	平屋	520	S55年(1980年) 3月	45	
	⑩ グローカル棟	RC造	2階	1,549.72	H2年(1990年) 3月	35	
	⑪ 図書館	RC造	4階	3,847.04	H6年(1994年) 3月	31	
	⑫ 総合管理学部棟・大ホール・講義棟2号館	RC造	5階	9,820.79	H6年(1994年) 3月	31	
	⑬ 第2クラブ室	CB造	2階	507.4	H6年(1994年) 3月	31	
	⑭ アリーナ・プール	RC造	2階	3,414.03	H7年(1995年) 3月	30	
	⑮ 構造実験棟	RC造	平屋	540	H12年(2000年) 1月	25	
	⑯ 温室	S造	平屋	128	H12年(2000年) 1月	25	
	⑰ 環境共生学部南棟・北棟	RC造	5階	5,576.39	H12年(2000年) 3月	25	
	小 嶺 フ ラ ン ド	小嶺クラブハウス	RC造	2階	684.08	H7年(1995年) 7月	30
	教 職 員 住 宅	教職員住宅	RC造	4階	2,948.28	H6年(1994年) 2月	31

（令和7年（2025年）3月31日現在）

第6章 資料編

【資料1：これまでに行った過去の実績】

(1) 未利用県有財産の売却等

ア 未利用財産の売却

年 度	件 数	売却金額（百万円）
平成 21 年度（2009 年度）	22	2,974
平成 22 年度（2010 年度）	24	3,958
平成 23 年度（2011 年度）	18	1,657
平成 24 年度（2012 年度）	8	2,426
平成 25 年度（2013 年度）	11	46
平成 26 年度（2014 年度）	13	1,874
平成 27 年度（2015 年度）	9	627
平成 28 年度（2016 年度）	6	15
平成 29 年度（2017 年度）	13	101
平成 30 年度（2018 年度）	11	1,019
令和元年度（2019 年度）	14	1,791
令和 2 年度（2020 年度）	7	62
令和 3 年度（2021 年度）	9	200
令和 4 年度（2022 年度）	11	106
令和 5 年度（2023 年度）	3	13
令和 6 年度（2024 年度）	6	14
計	185	16,882

イ 県立学校の廃校（令和7年（2025年）3月末時点）

学校名	閉校年月日	利活用の状況
蘇陽高校	平成24年（2012年）3月	民間業者へ売却（平成31年（2019年）3月）
天草東高校	平成24年（2012年）3月	「くまもと県民発電所」として活用
松島商業高校	平成24年（2012年）3月	コロナ関係物品保管場所として活用
氷川高校	平成26年（2014年）3月	鏡わかあゆ高等支援学校開設
水俣高校	平成26年（2014年）3月	体育館、テニスコートは本校部活で活用、商業実習棟は水俣市が「水俣環境アカデミア」として活用
天草高校天草西校	平成27年（2015年）3月	民間企業へ売却（令和4年（2022年）5月）
河浦高校	平成29年（2017年）3月	利活用検討中
南関高校	平成29年（2017年）3月	南関町へ譲与（平成30年（2018年）4月）
多良木高校	平成31年（2019年）3月	一部に球磨支援学校を移転、一部を多良木町へ中学校用地として譲与（令和4年（2022年）3月）

（2）行政財産の貸付け

貸付内容	契約件数	貸付期間
県庁舎エレベーターホール壁面への有料広告	246	平成21年度（2009年度）～
免許センター電子公告媒体（デジタルサイネージ）	1	平成3年度（1991年度）～
自販機及び売店の公募	35	令和7年度（2025年度）
熊本県庁会議棟1号館	5	令和7年（2025年）3月31日

（3）施設の維持管理業務の効率化

対象業務	対象数	集約状況
昇降機（エレベーター）	15基	総合庁舎・保健所分を一括発注（令和7年（2025年）3月）
自動ドア	48基	総合庁舎・保健所分を一括発注（令和7年（2025年）3月）

(4) ネーミングライツの導入実績

施設名	金額	期間
熊本県民総合運動公園陸上競技場	年間 2,500 万円	平成 24 年度 (2012 年度) ~ (4 年契約)
藤崎台県営野球場	年間 1,000 万円	平成 30 年度 (2018 年度) ~ (3 年契約)

(5) 県有施設の集約化

地域	事業内容	事業期間
県央広域本部	県央広域本部・防災センターの合築庁舎として整備	平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和 4 年度 (2022 年度)
上益城総合庁舎	総合庁舎への保健所機能移転を含む復旧工事を実施	平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和元年度 (2019 年度)
鹿本総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健所機能移転を実施	平成 30 年度 (2018 年度) ~ 令和 2 年度 (2020 年度)
阿蘇総合庁舎	犬抑留所・書庫等を復旧し、総合庁舎への保健所機能移転を実施	平成 28 年度 (2016 年度) ~ 令和元年度 (2019 年度)
球磨総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健所機能移転を実施	平成 28 年度 (2016 年度) ~ 平成 30 年度 (2018 年度)
天草総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健所機能移転を実施	平成 29 年度 (2017 年度) ~ 令和 3 年度 (2021 年度)

(6) 官民連携による県有財産利活用事業

実施年度	事業内容
令和 2 年度 (2020 年度)	(企業局) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業 (コンセッション事業) 公共施設等運営権の設定 (令和 3 年度 (2021 年度) ~ 令和 22 年度 (2040 年度))
令和 3 年度 (2021 年度)	(企業局) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業 (コンセッション事業) 供用開始 (知事部局) PFI 導入に向けた導入適性調査の実施
令和 4 年度 (2022 年度)	(知事部局) PPP/PFI モデル事業の検討
令和 5 年度 (2023 年度)	(知事部局) 天草職員住宅の集約・建替に係る PFI 導入可能性調査の実施
令和 6 年度 (2024 年度)	(知事部局) 天草職員住宅の集約・建替に係る PFI 導入に向けた手続き ※令和 7 年度 (2025 年度) に契約締結予定

(7) 個別施設計画の策定

実施年度	計画名
令和6年度(2024年度)まで	熊本県庁舎等建築物個別施設計画 外 36 計画策定 ※P23 参照

(8) その他

取 組	内 容
指定管理者制度の導入	くまもと県民交流館のうち物産等情報提供施設（くまモンスクエア）外 37 件（令和7年（2025年）4月現在）
コンビニの設置	歳入確保及び職員の福利厚生の拡充のため県庁内に設置
固定資産台帳の整備	総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により、平成30年度（2018年度）決算から「統一的な基準」に基づく財務書類を作成し公開
県庁プロムナードの活用	県が主催・共催・後援するイベントを対象に県庁プロムナードをイベント会場として活用

【資料２：今後行う取組】

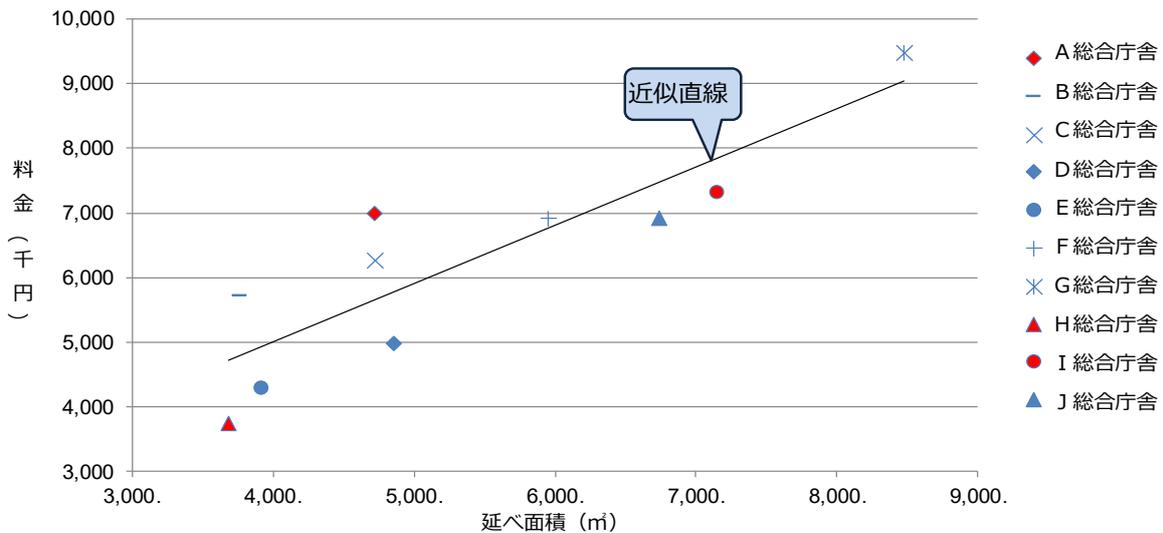
(１) 未利用財産の売却（予定）

施設名	内 容
阿蘇保健所（内牧庁舎）	阿蘇総合庁舎へ機能を移転したため売却
旧天草地域ダム建設事務所	天草総合庁舎へ機能を移転したため売却
熊本土木事務所	合築庁舎へ機能を移転したため、県勢の発展に寄与する高度利用を想定した売却予定
熊本総合庁舎	合築庁舎へ機能を移転したため、県勢の発展に寄与する高度利用を想定した定期借地・売却を検討

【資料3：ベンチマーキング】

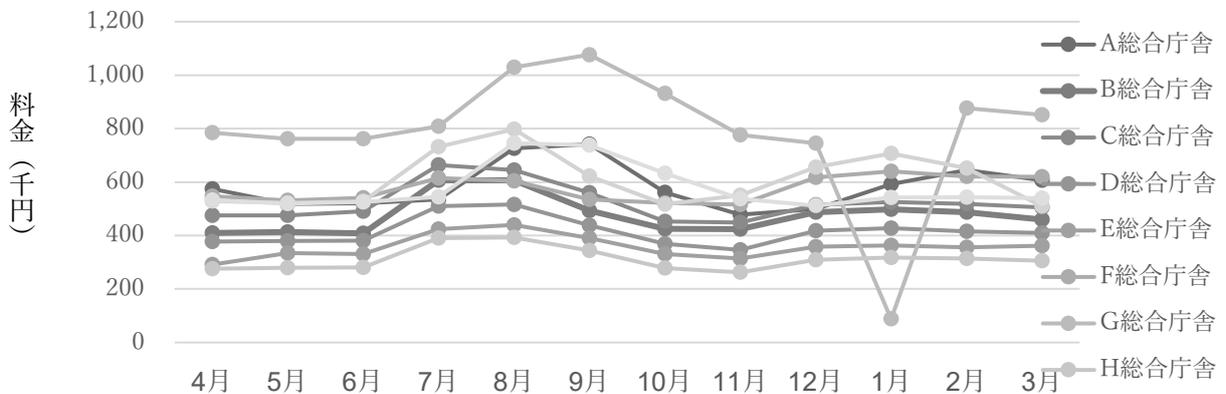
以下に、営繕保全情報システムに入力された総合庁舎の平成26年度（2014年度）電気料金のベンチマークとトレンドを示します。ベンチマークでは、多数の実測値の傾向を示す近似直線と比較し、最も下に乖離しているH総合庁舎が単位コスト効率の良い施設だとわかります。そこで、H総合庁舎の実際の設備仕様や取組などを分析、調査し、実施可能な取組などを導入することで、維持管理経費の削減を目指します。

電気料金のベンチマーク



トレンドでは、ベンチマークを補足する分析ができます。各総合庁舎の月々の料金の変遷と比較し、特にG総合庁舎の冬場の料金が著しく低いことがわかります。G総合庁舎の設備使用や取組まで分析、調査することで、維持管理経費の削減が更に進む可能性があります。

電気料金のトレンド



【資料4：県有財産の維持管理・更新等に係る経費の見込み】

各個別施設計画における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費が今後、概ねどの程度必要になるのか環境アセスメントシステムにより機械的に試算しました。

なお、試算に当たっては、各施設における個別的要因、物価の変動等は見込んでいないため、実際の経費と異なる可能性があります。

(1) 10年間の経費の見込み

令和4年度(2022年度)以降耐用年数経過時に単純更新した場合、下表のとおり総額9,658億円、年平均965億円(⑤)必要となります。長寿命化対策を実施した場合、総額3,942億円、年平均394億円(④)となり、総額5,716億円、年平均571億円(⑥)の経費削減効果が見込まれます。しかし、過去3年間における経費の実績額が年平均314億円(⑦)となっていることから、今後、長寿命化対策を実施するとしても、年間約80億円(⑦-④)不足することになります。

《維持管理・更新等に係る経費の見込み・10年間》

(単位：百万円)

		① 維持管理 修繕	② 改修	③ 更新等	④合計 (①+②+③)	財 源 見 込 み	⑤ 耐用年数経過 時に単純更新 した場合	⑥ (④-⑤) 長寿命化対策 等の効果額	⑦ 現在要している 経費 (過去3年平均)
普通 会計	建築物(a)	42,829	58,759	117,096	218,684	※ 欄 外 記 載	215,902	2,782	10,129
	インフラ施設(b)	53,156	27,812	79,863	160,832		710,442	▲549,610	16,750
	計(a+b)	95,986	86,571	196,959	379,515		926,344	▲546,829	26,879
公営事業 会計	建築物(c)	225	611	92	928		296	632	186
	インフラ施設(d)	2,511	617	10,653	13,781		39,213	▲25,432	4,364
	計(c+d)	2,736	1,228	10,745	14,709		39,509	▲24,800	4,550
建築物計(a+c)		43,054	59,370	117,188	219,612	—	216,198	3,414	10,315
インフラ施設計(b+d)		55,667	28,429	90,516	174,613	—	749,655	▲575,042	21,114
合計(a+b+c+d)		98,722	87,799	207,704	394,224	—	965,853	▲571,629	31,429
年平均		—	—	—	39,422	—	96,585	▲57,162	31,429

※国庫補助金、交付税措置のある地方債

(2) 30年間の経費の見込み

令和4年度(2022年度)以降耐用年数経過時に単純更新した場合、下表のとおり総額2兆6,199億円、年平均873億円(⑤)必要となります。長寿命化対策を実施した場合、総額1兆539億円、年平均351億円(④)となり、総額1兆5,659億円、年平均521億円(⑥)の効果が見込まれます。しかし、過去3年間における経費の実績額が年平均314億円(⑦)となっていることから、今後、長寿命化対策を実施するとしても、年間約37億円(⑦-④)不足することになります。

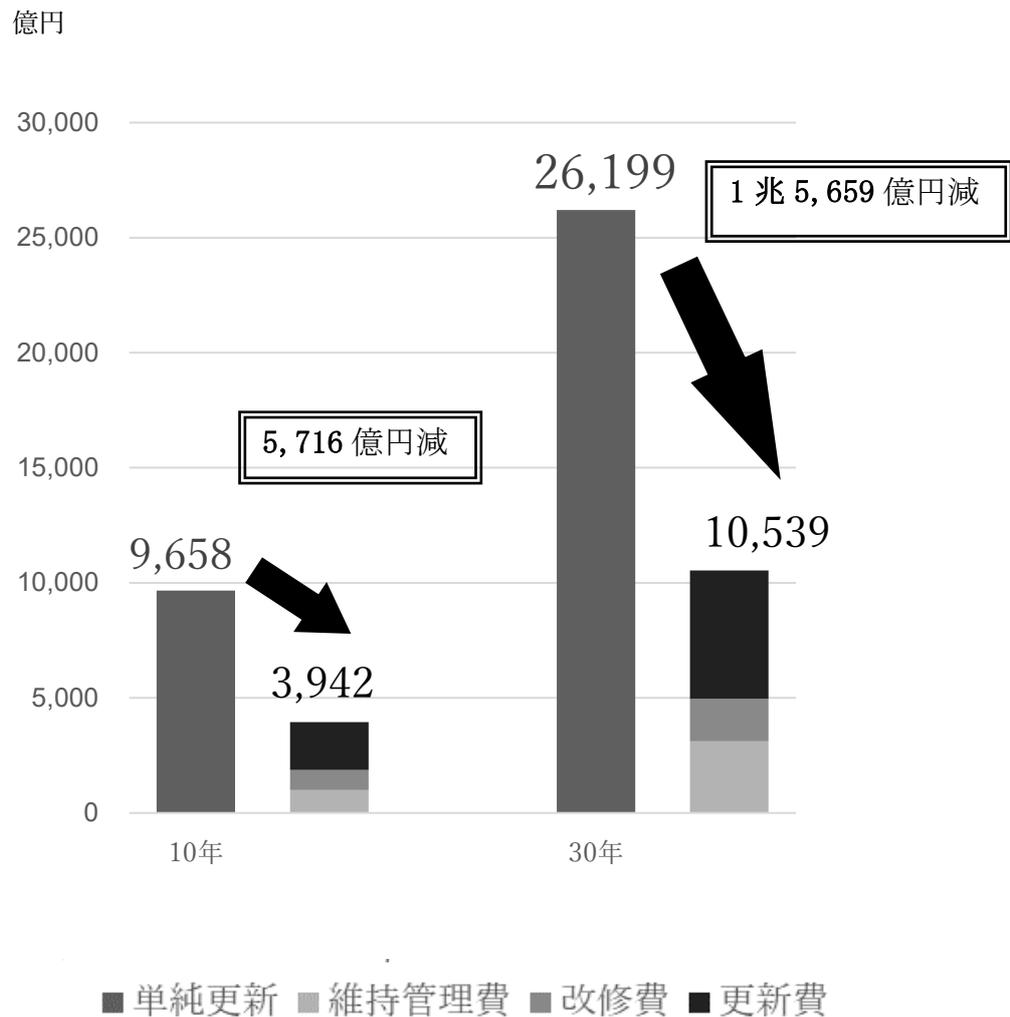
《維持管理・更新等に係る経費の見込み・30年間》

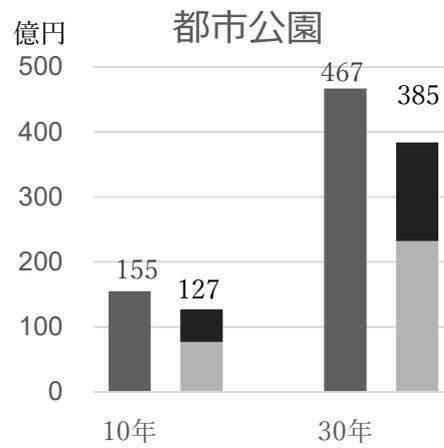
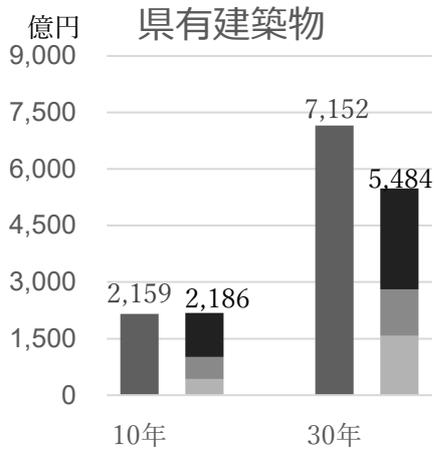
(単位：百万円)

		① 維持管理 修繕	② 改修	③ 更新等	④合計 (①+②+③)	⑤ 耐用年数経過 時に単純更新 した場合	⑥ (④-⑤) 長寿命化対策 等の効果額	⑦ 現在要している 経費 (過去3年平均)
普通 会計	建築物(a)	157,004	123,700	267,747	548,451	715,267	▲166,816	10,129
	インフラ施設(b)	146,105	60,396	254,229	460,730	1,781,985	▲1,321,255	16,750
	計(a+b)	303,109	184,096	521,975	1,009,181	2,497,251	▲1,488,070	26,879
公営事業 会計	建築物(c)	506	661	471	1,638	2,094	▲456	186
	インフラ施設(d)	7,449	617	35,106	43,172	120,568	▲77,396	4,364
	計(c+d)	7,955	1,278	35,577	44,810	122,662	▲77,852	4,550
建築物計(a+c)			124,361	268,218	550,089	717,361	▲167,272	10,315
インフラ施設計(b+d)			61,013	289,335	503,902	1,902,553	▲1,398,651	21,114
合計(a+b+c+d)		311,064	185,374	557,552	1,053,991	2,619,913	▲1,565,922	31,429
年平均		—	—	—	35,133	87,330	▲52,197	31,429

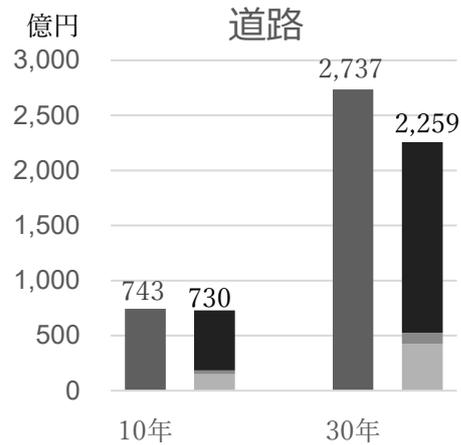
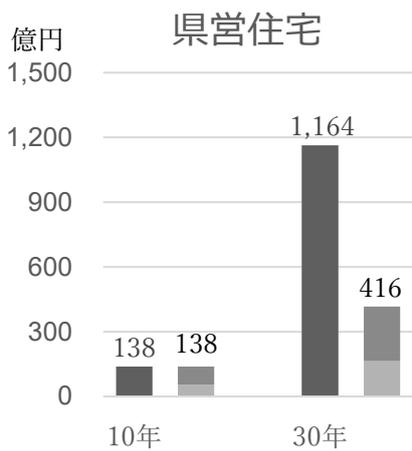
《熊本県全施設及び施設類毎における耐用年数時に単純更新した場合と長寿命化対策を行った場合の維持管理・更新等に係る経費の比較》

熊本県全施設

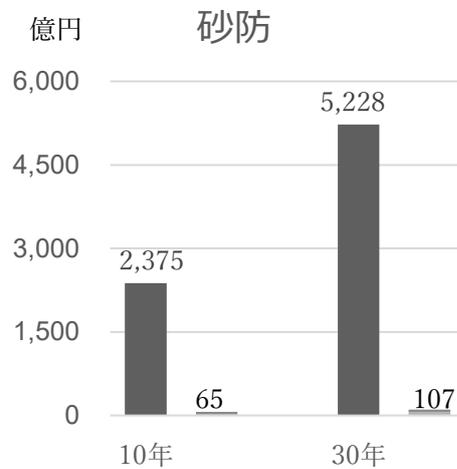
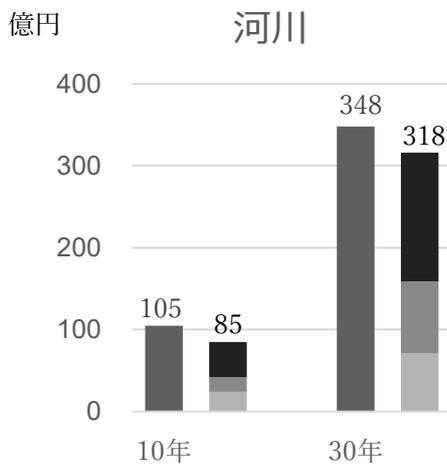




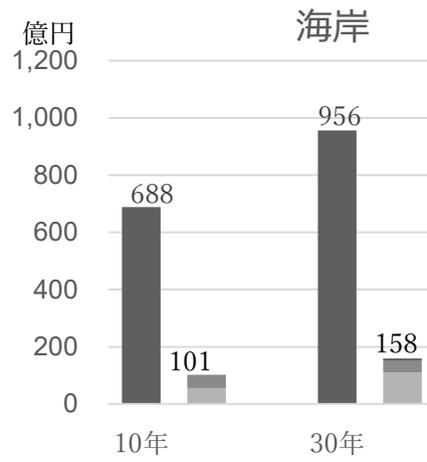
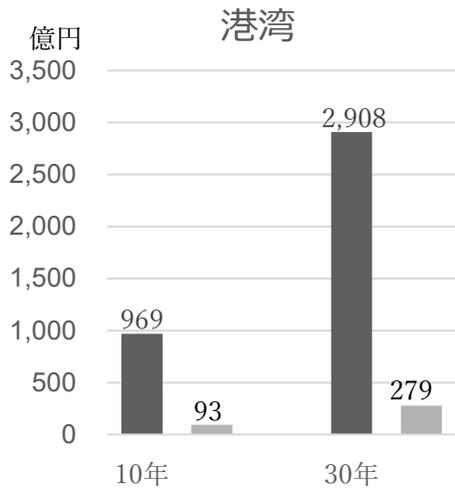
※県庁舎等、警察施設、県立学校等、職員住宅の合計



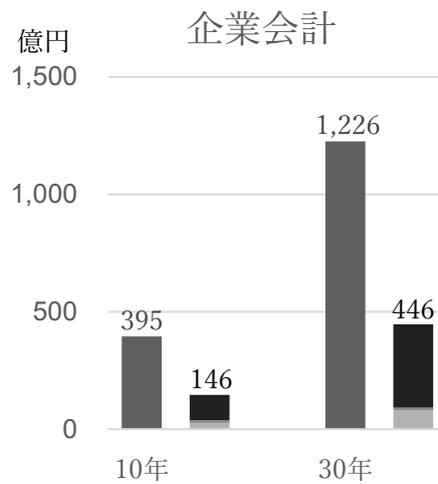
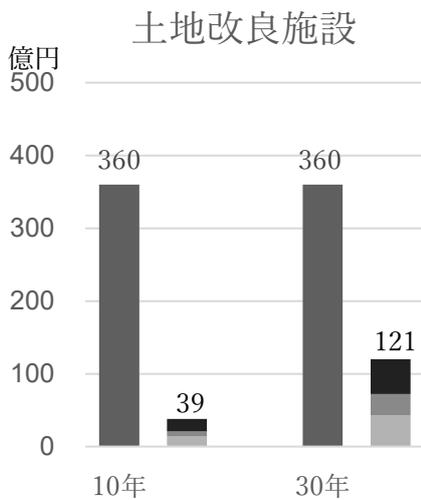
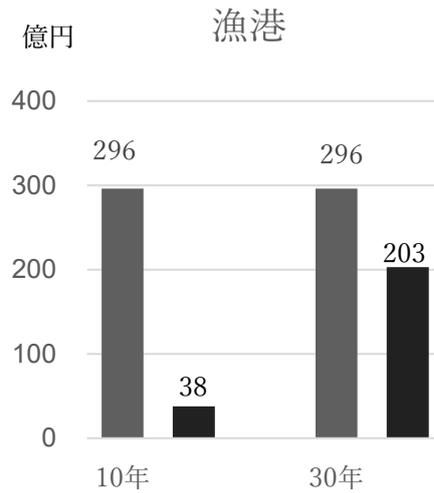
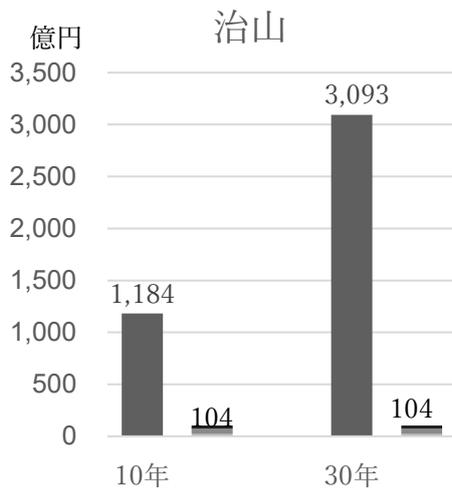
※橋梁、道路舗装等の合計



※河川、ダム等の合計



※建設、港湾、漁港、農地4海岸の合計



※流域下水道、企業局、病院局の合計

【資料5：本計画内における財産に関する用語集】

番号	用語	意味
1	県有財産	行政財産又は普通財産として管理される本県が所有する全ての財産をいい、熊本県財産条例で管理されるものと他法令等によって管理されるものがあります。
2	県有施設	県有財産のうち、土地を除いた建築物やインフラ系施設、工作物等を指します。
3	財産台帳登録財産	熊本県財産条例で管理される財産のことを指します。（公営住宅、都市公園、山林、工業団地を含む）
4	財産台帳に登録されていない財産	熊本県財産条例以外の他法令等で管理される財産のことを指します。（道路、河川等）
5	インフラ系施設	道路や河川等、社会生活基盤を形成する施設を指します。
6	PPP	Public Private Partnership の略。効率化や公共サービスの向上のため、民間資本や民間のノウハウを利用し、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。（9頁参照）
7	PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。（9頁参照）
8	ストックマネジメント	施設の管理段階から、機能診断を踏まえた対策の検討・実施とその後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された様々なデータを活用しつつ進めることにより、リスク管理を行いつつ施設の長寿命化とLCCの低減を図るための技術体系及び管理手法。 施設運営を重視したファシリティマネジメントの一分野です。
9	アセットマネジメント	持続可能な事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、事業用施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に事業用施設を管理運営する体系化された実践活動。ファシリティマネジメントのうち、資産運用の観点を重視し、効率の最大化を目指す手法と言われます。